

日本の特別支援教育の状況について



令和元年9月25日

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 特別支援教育の現状
2. 特別支援教育に関する教育課程
3. 特別支援教育に係る環境整備
4. 教員の資質向上
5. 通級による指導の充実
6. 切れ目ない支援体制整備
7. 発達障害への対応
8. 合理的配慮の提供
9. 学校における医療的ケア
10. 入院児童生徒等への教育保障
11. 特別支援教育におけるICTの活用・特別支援教育行政のICT化
12. 特別支援学校のセンター的機能
13. 就労支援と障害者の生涯学習

【参考】令和2年度概算要求について(特別支援教育関係)

1. 特別支援教育の現状

特別支援教育について

- 障害のある子供については、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。
- このため、障害の状態等に応じ、特別支援学校(※1)や小・中学校の特別支援学級(※2)、通級による指導(※3)等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。
- 特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。

(※1)特別支援学校

- ・ 障害の程度が比較的重い子供を対象として教育を行う学校。公立特別支援学校(小・中学部)の1学級の標準は6人(重複障害の場合3人)。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱(身体虚弱を含む)。
→平成19年4月から、児童生徒等の障害の重複化等に対応した適切な教育を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度から複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校の制度に転換。

(※2)特別支援学級

- ・ 障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を標準(公立))。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

(※3)通級による指導

- ・ 小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業(主として各教科などの指導)を通常の学級で行いながら、週に1単位時間～8単位時間(LD、ADHDは月1単位時間から週8単位時間)程度、障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態。対象とする障害種は言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由及び病弱・身体虚弱。

特別支援教育の対象の概念（義務教育段階）

（平成29年5月1日現在）

義務教育段階の全児童生徒数 989万人



特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

（特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万8千人）

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害（LD）
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害（ADHD）

H19年比で1.2倍
0.7%
（約7万2千人）

H19年比で2.1倍
2.4%
（約23万6千人）

H19年比で2.4倍
1.1%
（約10万9千人）

4.2%
（約41万7千人）



〔 発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：6.5%程度※の在籍率 〕
※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

（通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2,000人（うち通級：約250人））

特別支援教育の現状

障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数 (※平成29年度)	視覚障害 (約5,300人) 聴覚障害 (約8,300人) 知的障害 (約128,900人) 肢体不自由 (約31,800人) 病弱・身体虚弱 (約19,400人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約141,900人 (平成19年度の約1.3倍)	知的障害 (約113,000人) 肢体不自由 (約4,500人) 病弱・身体虚弱 (約3,500人) 弱視 (約500人) 難聴 (約1,700人) 言語障害 (約1,700人) 自閉症・情緒障害 (約110,500人) 合計：約235,500人 (平成19年度の約2.1倍)	言語障害 (約37,600人) 自閉症 (約19,600人) 情緒障害 (約14,600人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,200人) 学習障害 (約16,500人) 注意欠陥多動性障害 (約18,100人) 肢体不自由 (約120人) 病弱・身体虚弱 (約30人) 合計：約109,000人 ※公立小・中 (平成19年度の約2.4倍)
幼児児童生徒数 (※平成29年度)	幼稚部：約 1,400人 小学部：約41,100人 中学部：約30,700人 高等部：約68,700人 全児童生徒の0.7%	小学校：約167,300人 中学校：約 68,200人 全児童生徒の2.4%	小学校：約97,000人 中学校：約12,000人 高等学校は平成30年度から開始 全児童生徒の1.1%
学級編制定数措置 (公立)	【小・中】1学級6人 【高】1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から基礎定数化 【高】加配措置
教育課程	各教科等に加え、「 自立活動 」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、他の障害種と異なる教育課程を編成。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について 個別の教育支援計画 （家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と 個別の指導計画 （一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画）を作成。			

※通常の学級における発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：6.5%程度の在籍率（平成24年文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない点に留意。）

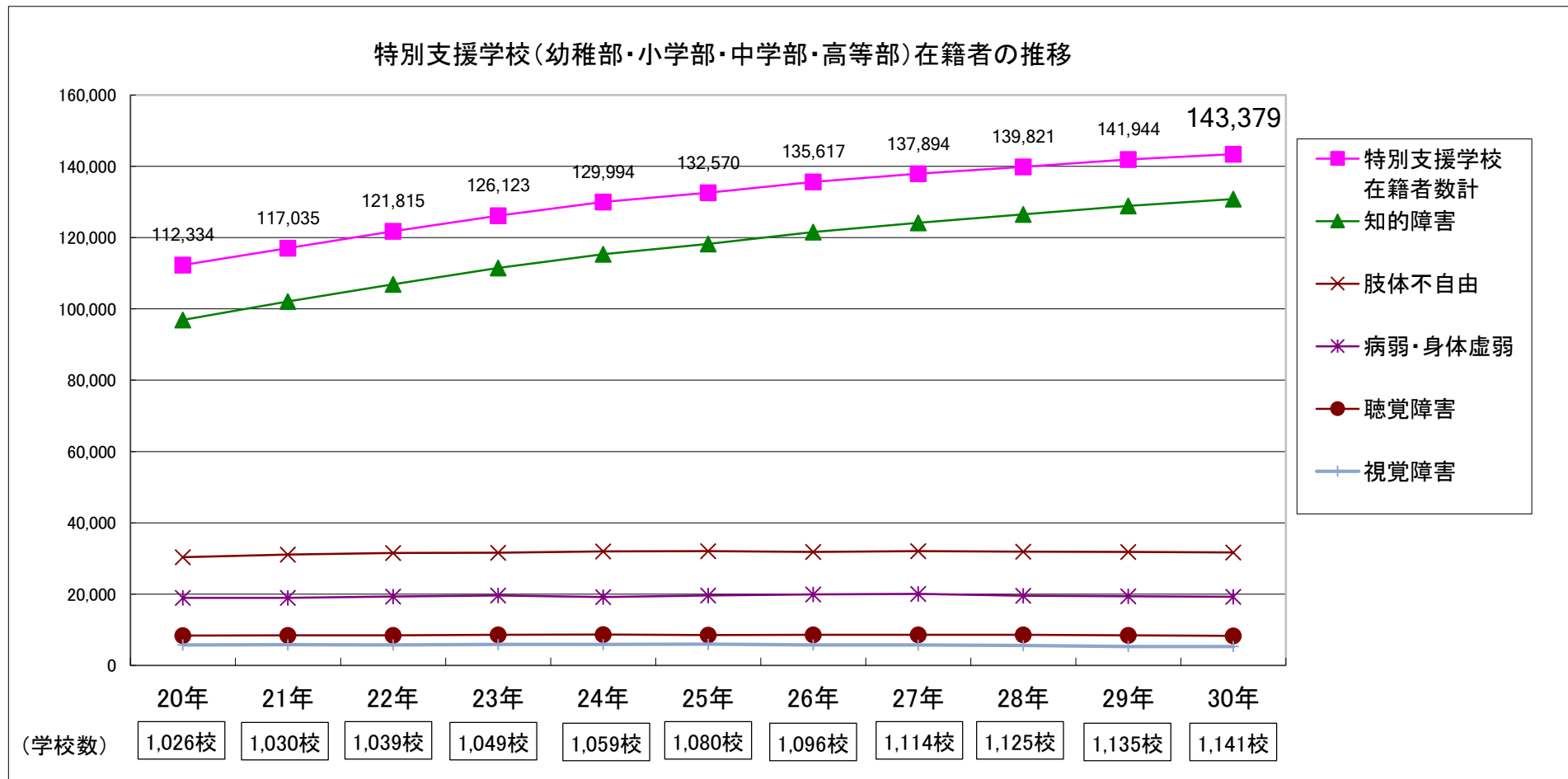
特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害の種類及び程度

特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの。	難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
肢体不自由者 一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの。 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの。	肢体不自由者 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由者 肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者（身体虚弱者を含む。） 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	（病弱者・）身体虚弱者 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱者・身体虚弱者 病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
	言語障害者 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、その程度が著しいもの。	言語障害者 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。
	自閉症者・情緒障害者 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症者 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの 情緒障害者 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級で学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
知的障害者 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的障害者 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの	
		学習障害者 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの 注意欠陥多動性障害者 年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

【インクルーシブ教育システム】

- 障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要である。小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。
- 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

特別支援学校の児童生徒数・学校数の推移(各年度5月1日現在)



<30年度の状況>

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	81	117	781	350	152	1,141
在籍者数	5,315	8,164	130,817	31,676	19,277	143,379
教員数(本務)	2,801	4,144	51,101	15,181	3,250	76,477
(兼務)	311	372	3,126	1,054	237	5,100

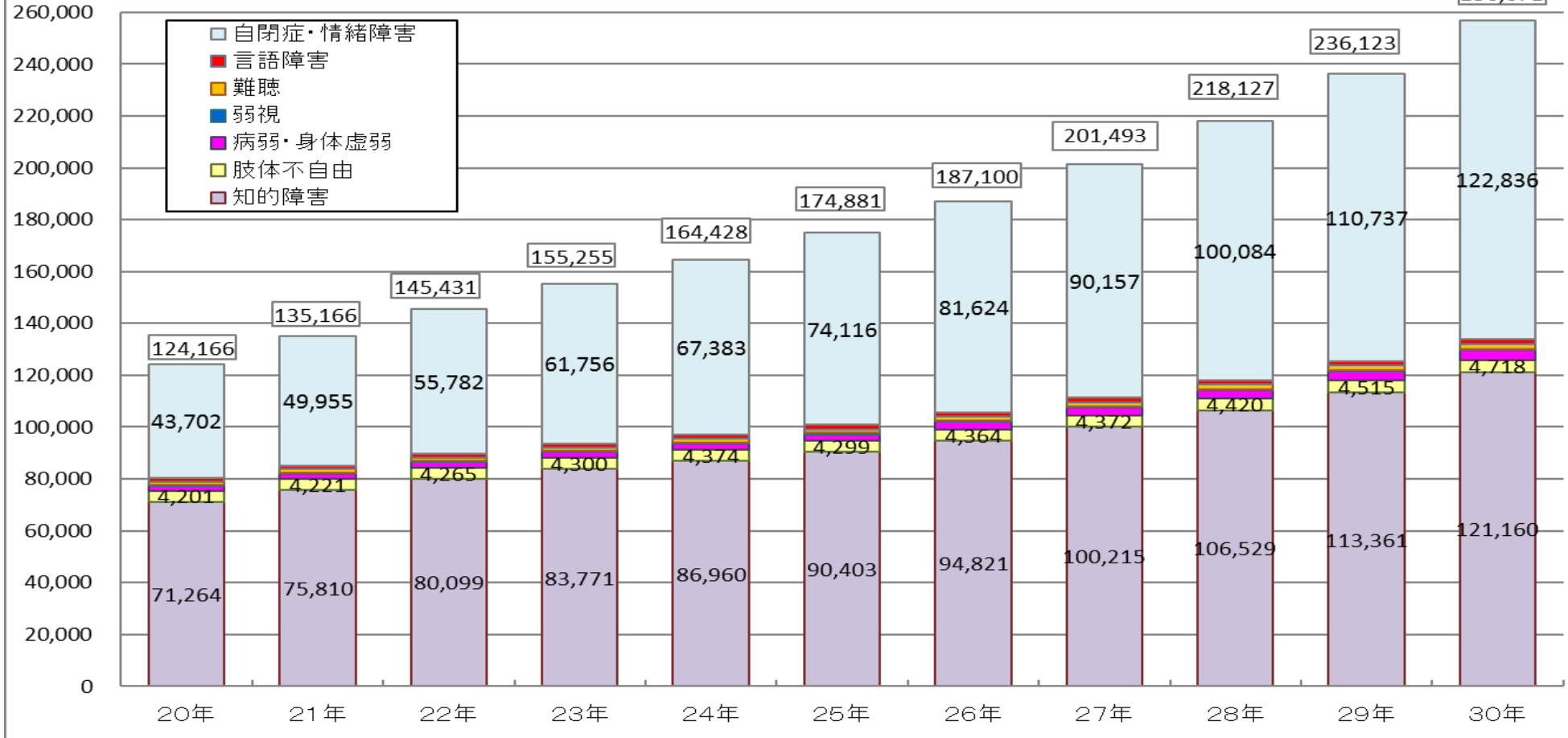
※在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

特別支援教育の現状 ～特別支援学級の現状(各年度5月1日現在)～

(出典)学校基本統計

特別支援学級在籍者数の推移



<30年度の状況>

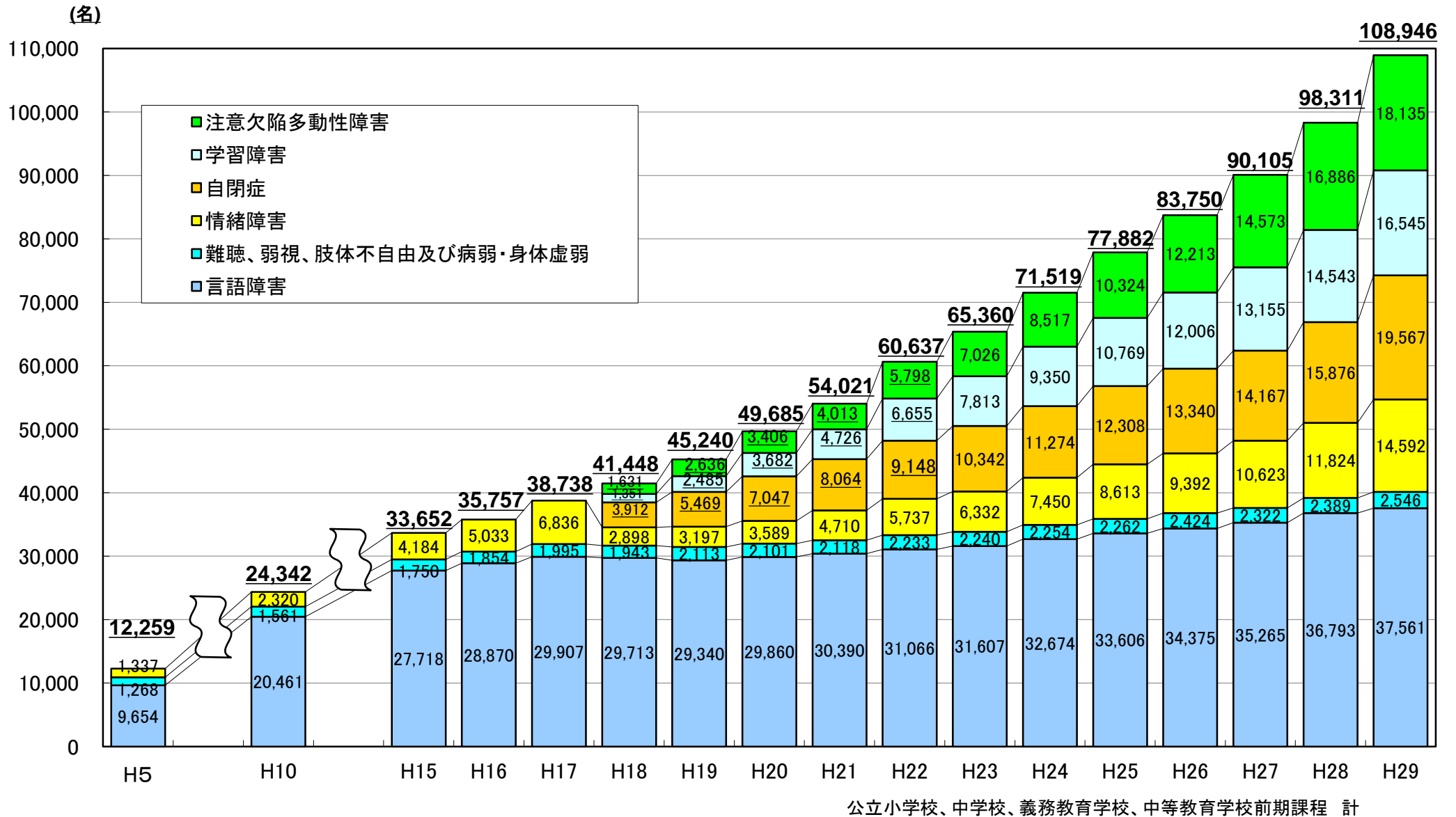
	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	28,106	3,117	2,279	508	1,226	704	27,429	63,369
在籍者数	121,160	4,718	3,725	592	1,825	1,815	122,836	256,671

	小学校	中学校	義務教育諸学校	計
学級設置学校数	16,392	7,928	73	24,393
全学校数	19,892	10,270	82	30,244

	小学校	中学校	義務教育諸学校	計
学級担当教員数	47,197	20,760	309	68,266
特別支援学校教諭 免許状所有者	15,266	5,695	87	21,048

特別支援教育の現状 ～通級による指導の現状(平成29年5月1日現在)～

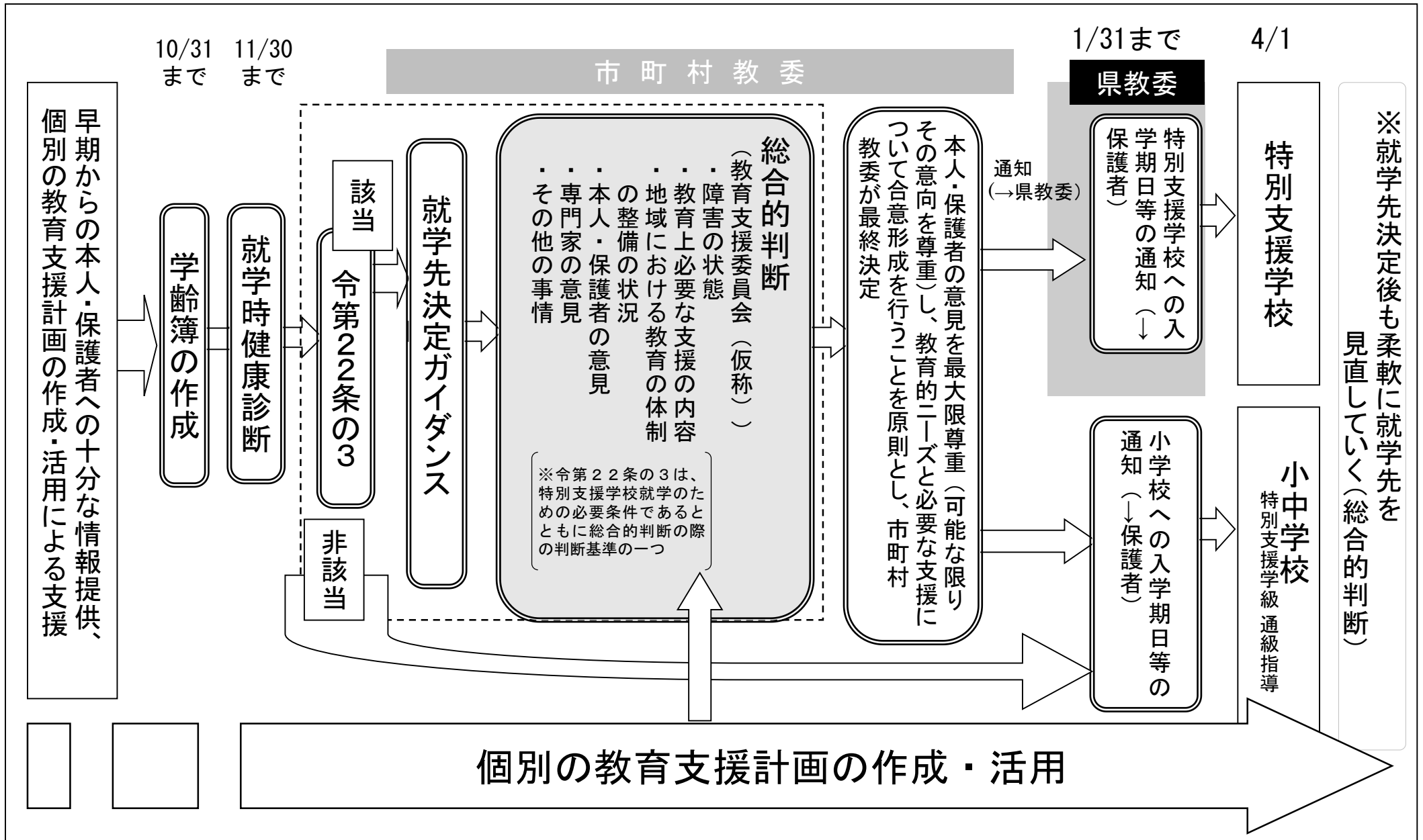
通級による指導を受けている児童生徒数の推移



※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定（併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示：平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応）

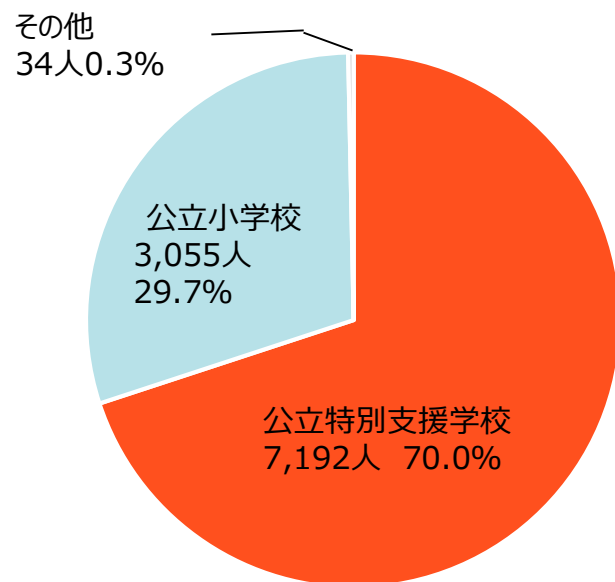
障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）

【平成25年9月1日以降】



平成29年度公立小・中学校において学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査結果

1 平成29年度小学校・特別支援学校就学予定者（新第1学年）として、平成28年度に市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された者の指定された就学先等



(参考：平成24年度以降の状況)

	公立特別支援学校への就学を指定	公立小学校への就学を指定
平成24年度	5,954人 (72.0%)	2,293人 (27.7%)
平成25年度	6,190人 (73.2%)	2,230人 (26.4%)
平成26年度	6,341人 (73.3%)	2,274人 (26.3%)
平成27年度	6,646人 (65.8%)	3,420人 (33.8%)
平成28年度	6,704人 (68.2%)	3,079人 (31.3%)
平成29年度	7,192人 (70.0%)	3,055人 (29.7%)

※平成29年度小学校・特別支援学校就学予定者（新第1学年）として、平成28年度に市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった者は54,146人。そのうち10,281人（19.0%）が学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された。

2 公立小・中学校における学校教育法施行令第22条の3に該当する者の数

(1) 学級種別在籍者数

	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
小学校	13,943人(90.6%)	1,443人(9.4%)	202人(1.3%)	15,386人
中学校	4,543人(87.1%)	671人(12.9%)	49人(0.9%)	5,214人

(2) 障害種別在籍者数

(小学校)

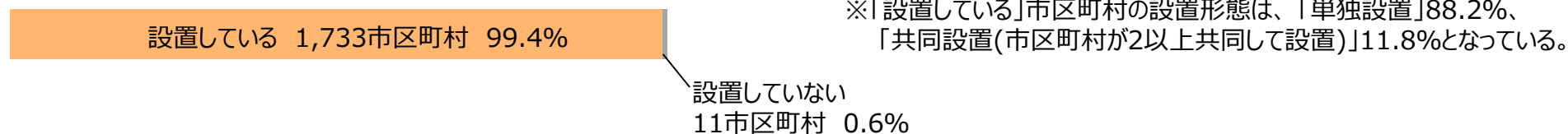
	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
視覚障害	121人 (0.8%)	103人 (0.7%)	28 (0.2%)	224人
聴覚障害	234人 (1.5%)	239 (1.6%)	139 (0.9%)	473人
知的障害	11,399人 (74.1%)	594人 (3.9%)		11,993人
肢体不自由	868人 (5.6%)	343人 (2.2%)	28人 (0.2%)	1,211人
病弱	545人 (3.5%)	144人 (0.9%)	2人 (0.0%)	689人
重複障害	776人 (5.0%)	20人 (0.1%)	5人 (0.0%)	796人

(中学校)

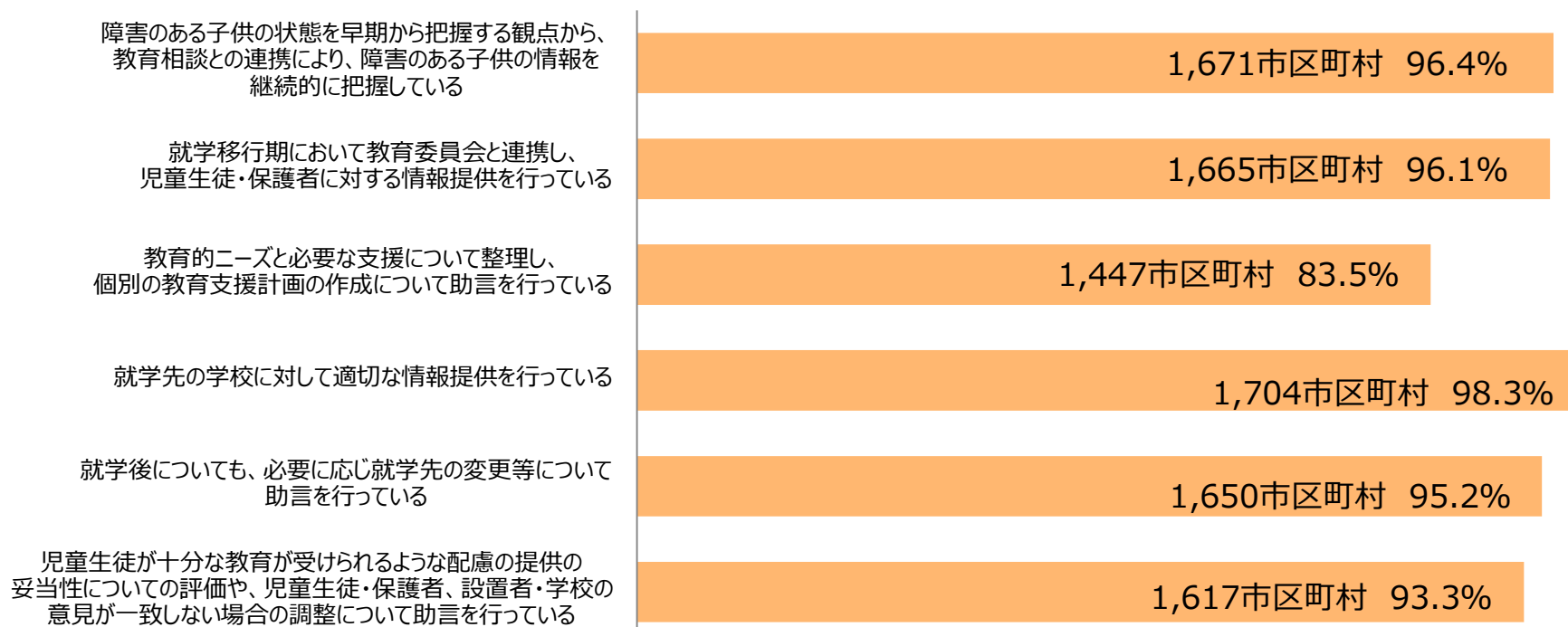
	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
視覚障害	43人 (0.8%)	57人 (1.1%)	3人 (0.1%)	100人
聴覚障害	105人 (2.0%)	125人 (2.4%)	40 (0.8%)	230人
知的障害	3,789人 (72.7%)	227人 (4.4%)		4,016人
肢体不自由	258人 (4.9%)	152人 (2.9%)	5人 (0.1%)	410人
病弱	184人 (3.5%)	96人 (1.8%)	1人 (0.0%)	280人
重複障害	164人 (3.1%)	14人 (0.3%)	0人 (0%)	178人

3 市区町村における教育支援委員会等の設置・運営状況等

(1) 市区町村における教育支援委員会等の設置状況（平成29年10月1日現在）



(2) 市区町村における教育支援委員会等の運営状況（平成29年10月1日現在）



（母数：（1）で教育支援委員会等を設置していると回答した1,733市区町村）

(3) 市区町村における教育支援委員会等の年間開催状況（平成28年度実績）

（母数：（1）で教育支援委員会等を設置していると回答した1,733市区町村）

	0回	1回	2回	3回	4回	5～9回	10回以上
教育支援委員会等の年間開催回数	0.2%	14.7%	20.0%	22.0%	11.5%	22.7%	8.9%
就学予定者向け開催回数	2.7%	28.2%	25.2%	16.2%	9.2%	13.1%	5.4%

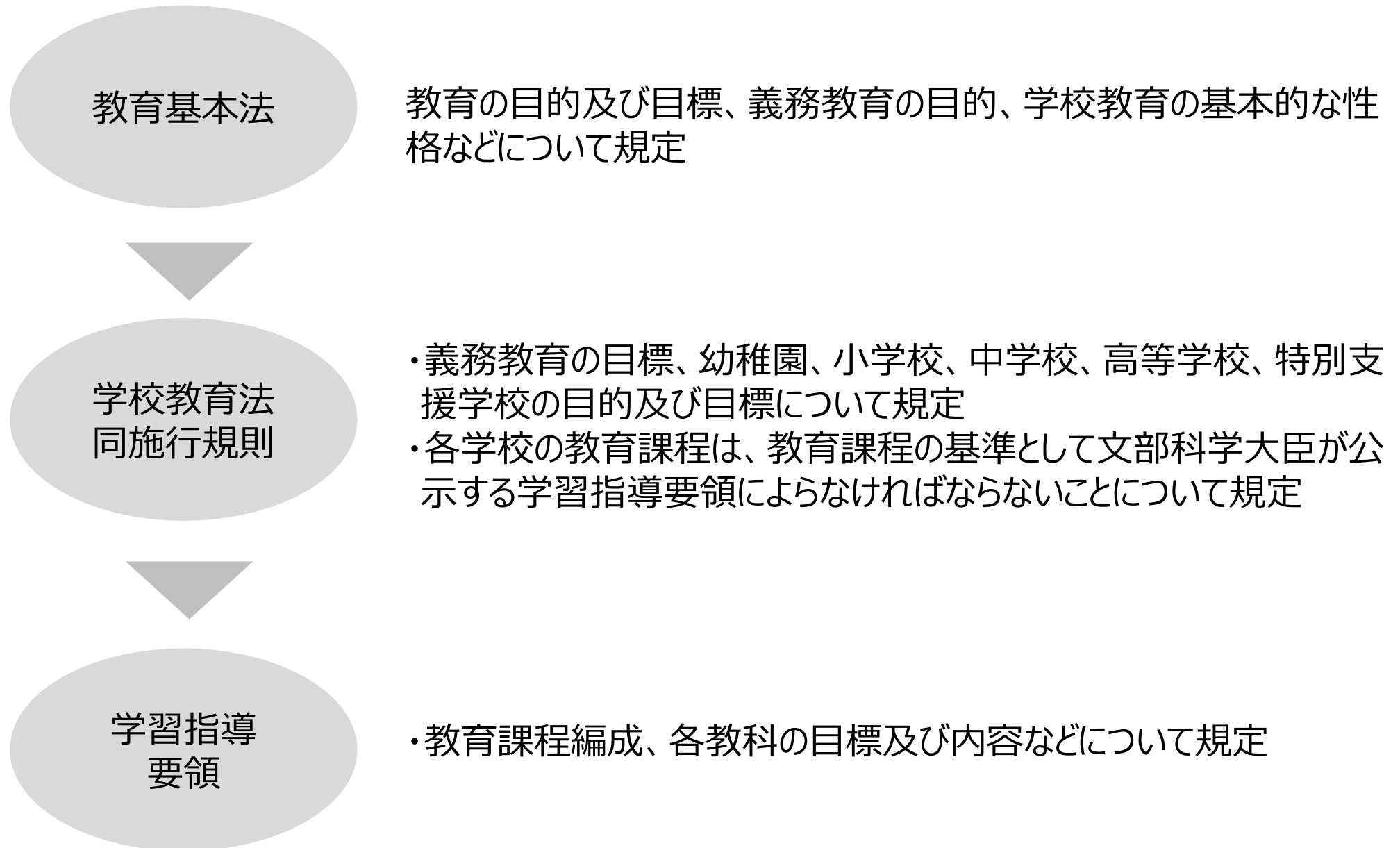
近年の特別支援教育に関する動向

平成18年12月	国連総会において障害者権利条約を採択 <ul style="list-style-type: none">・障害者の人権・基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定<ul style="list-style-type: none">◆障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）の禁止◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進 など（教育分野）・インクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供 など
平成19年4月	特別支援教育の本格的実施（平成18年3月 学校教育法等改正） <ul style="list-style-type: none">・「特殊教育」から「特別支援教育」へ・盲・聾・養護学校から特別支援学校・特別支援学校のセンター的機能・小中学校等における特別支援教育 など
平成19年9月	障害者権利条約署名
平成23年8月	改正障害者基本法施行（障害者権利条約対応） （教育分野） <ul style="list-style-type: none">・十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善及び充実・本人・保護者の意向を可能な限り尊重・交流及び共同学習の積極的推進 など
平成24年7月	『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進』 （中央教育審議会初等中等教育分科会報告） <ul style="list-style-type: none">・就学相談・就学先決定の在り方・合理的配慮、基礎的環境整備・多様な学びの場の整備、学校間連携、交流及び共同学習等の推進・教職員の専門性向上 など
平成25年9月	就学制度改正（平成25年8月 学校教育法施行令改正） <ul style="list-style-type: none">・「認定就学」制度の廃止、総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重）・柔軟な転学 など
平成26年1月	障害者権利条約批准
平成27年11月	障害者差別解消法に基づく文部科学省所管事業分野の対応指針の策定
平成28年4月	障害者差別解消法施行（平成25年6月制定） <ul style="list-style-type: none">・差別の禁止、合理的配慮提供の法的義務 など
平成28年6月	改正児童福祉法施行（即日施行） <ul style="list-style-type: none">・児童福祉法第56条の6第2項を新設医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携の一層の推進

平成28年8月	改正発達障害者支援法施行（平成28年6月公布） <ul style="list-style-type: none"> 可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援実施 個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進 など
平成29年1月	総務省「発達障害者支援に関する行政評価・監視」調査結果・勧告※及び文部科学省の対応方針 策定 <ul style="list-style-type: none"> 発達障害の早期発見及び適切な支援と情報の引継ぎ <p>※「総務省設置法」に基づき実施される行政機関の業務の実施状況の評価及び監視</p>
平成29年4月	新特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領 公示 <ul style="list-style-type: none"> 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実 など
	通級による指導に係る教員定数の基礎定数化（平成29年3月 義務標準法※改正） <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度より10年かけて小・中学校の通級による指導に係る教員の加配定数分を基礎定数化 <p>※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律</p>
平成30年2月	「心のバリアフリー学習推進会議」提言 取りまとめ <ul style="list-style-type: none"> 学校における交流及び共同学習の推進方策 <ul style="list-style-type: none"> ◆心のバリアフリーに関する事業の充実・全国への取組普及 ◆教育委員会が中心となった、関係団体等と連携したネットワークの形成促進 など
平成30年3月	第四次障害者基本計画 閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> 障害者基本法に基づき策定される障害者施策の最も基本的な計画（平成30年度～34年度）（教育分野） 誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実
平成30年4月	高等学校等における通級による指導の制度化（平成28年12月 学校教育法施行規則等改正）
平成30年8月	「個別の教育支援計画」を作成することについて省令に規定（学校教育法施行規則改正）
平成30年9月	小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育の取扱いについて（通知）
平成31年1月	文部科学省 障害者活躍推進プラン 発達障害等のある子供達の学びを支える～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～ 公表
平成31年2月	新特別支援学校高等部学習指導要領 公示
平成31年3月	学校における医療的ケアの実施に関する検討会議「最終まとめ」

2. 特別支援教育に関する教育課程

学校教育の枠組み



※学校種（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）ごとに作成

特別支援学校学習指導要領の主な特徴

- 特別支援学校（視覚障害）等について、障害種ごとに指導計画の作成に当たっての配慮事項が示されている。

＜特別支援学校（視覚障害）における配慮事項＞

- ・ 的確な概念形成と言葉の活用
- ・ 点字等の読み書きの指導
- ・ 指導内容の精選等
- ・ コンピュータ等の情報機器や教材等の活用
- ・ 見通しをもった学習活動の展開

＜特別支援学校（聴覚障害）における配慮事項＞

- ・ 学習の基盤となる言語概念の形成と思考力の育成
- ・ 読書に親しみ書いて表現する態度の育成
- ・ 言葉等による意思の相互伝達
- ・ 保有する聴覚の活用
- ・ 指導内容の精選等
- ・ 教材・教具やコンピュータ等の活用

＜特別支援学校（肢体不自由）における配慮事項＞

- ・ 「思考力、判断力、表現力等」の育成
- ・ 指導内容の設定等
- ・ 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫
- ・ 補助具や補助的手段、コンピュータ等の活用
- ・ 自立活動の時間における指導との関連

＜特別支援学校（病弱）における配慮事項＞

- ・ 指導内容の精選等
- ・ 自立活動の時間における指導との関r年
- ・ 体験的な活動における指導方法の工夫
- ・ 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用
- ・ 負担過重とならない学習活動
- ・ 病状の変化に応じた指導上の配慮

特別支援学校学習指導要領の主な特徴

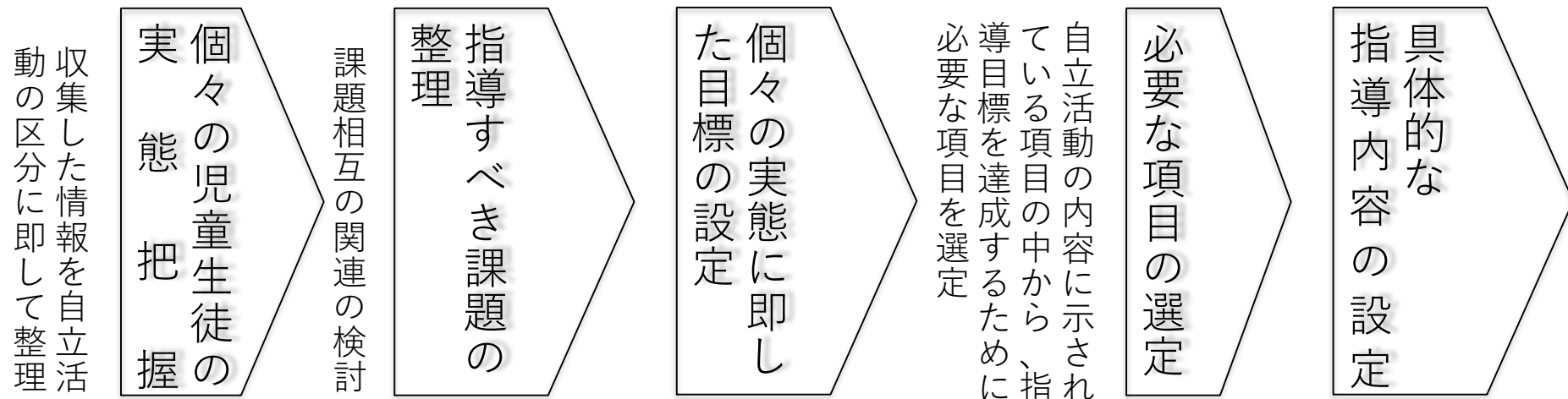
- 自立活動が示されている。

目 標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

内容とその取扱い

- ・学習指導要領においては、個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素が6区分27項目で示されている。
- ・学校は、幼児児童生徒の実態把握を基に、個々の幼児児童生徒に必要とされる項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。



自立活動の内容（6区分27項目）

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

特別支援学校学習指導要領の主な特徴

○特別支援学校（知的障害）における教科等が示されている。

小学部の教育課程（平成29年告示学習指導要領）

各教科						特別の教科道徳	外国語活動※	特別活動	自立活動
生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育				

※外国語活動を設けることができる

年間の総授業時数

学年	時間
小1	850
小2	910
小3	945
小4～6	980
中1～3	1015
高1～3	1050

中学部の教育課程（平成29年告示学習指導要領）

各教科									特別の教科道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語※				

※外国語を設けることができる

※1単位時間は小段階で45分、中・高段階では50分となっている。
※各教科等の授業時数は適切に定める。

高等部の教育課程（平成31年告示学習指導要領）

各学科に共通する各教科											特別の教科道徳	総合的な探究の時間	特別活動	自立活動
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語※	情報※				

主として専門学科において開設される各教科				
家政	農業	工業	流通・サービス	福祉

※外国語、情報を設けることができる

特別支援学校学習指導要領の主な特徴

- 重複障害者等に関する教育課程の取扱いが示されている。

<重複障害者等に関する教育課程の取扱いの例>

- 1 児童生徒の障害の状態により特に必要がある場合
 - ・ 各教科の目標及び内容の一部を取り扱わないことができる
 - ・ 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該学年より前の学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができる
 - ・ 中学部の各教科等の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、小学部の各教科等の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができる
- 2 特別支援学校（知的障害）小学部に就学する児童のうち、小学部の3段階に示す各教科等の目標を達成している者については、小学校学習指導要領に示す各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができる
- 3 特別支援学校（視覚障害）等に就学する児童生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、特別支援学校（知的障害）の各教科の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができる
- 4 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合、各教科等の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動、総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる
- 5 障害のために通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合には、上記1から4に示すところによることができる

※学習指導要領に定める各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならないこととされている。

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な知識や力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共
(仮称)」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を
構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

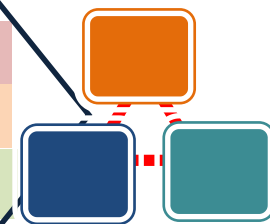
どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習
得など、新しい時代に求
められる資質・能力を育成

知識の力を削減せず、質
の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



※高校教育については、些末な事実に知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっ
ており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント①

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視。
- 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

2. 教育内容等の主な改善事項

学びの連続性を重視した対応

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い※」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定。
※当該学年の各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることや、各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項を前各学年の目標及び内容に替えたりすることができるなどの規定。
- 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際、各部や各段階、幼稚園や小・中・高等学校とのつながりに留意し、次の点を充実。
 - ・ 中学部に二つの段階を新設、小・中・高等部の各段階に目標を設定、段階ごとの内容を充実
 - ・ 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定
 - ・ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができるよう規定

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント②

一人一人に応じた指導の充実

- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、子供の障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実するとともに、コンピュータ等の情報機器(ICT機器)の活用等について規定。
 - 【視覚障害】 空間や時間の概念形成の充実
 - 【聴覚障害】 音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実
 - 【肢体不自由】 体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成
 - 【病弱】 間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫
- 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定。

自立と社会参加に向けた教育の充実

- 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。
- 幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定。
- 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。
- 障害のない子供との交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）
- 知的障害者である子供のための各教科の内容を充実
（例）小・中学部
日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕、数学を学習や生活で生かすこと〔算数、数学〕、身近な生活に関する制度〔社会〕、働くことの意義、消費生活と環境〔職業・家庭〕など

実施スケジュール

- ・ 幼稚部：2018年度、小学部：2020年度、中学部：2021年度、高等部：2022年度入学者から実施

改訂（平成29年告示）	現行（平成21年告示）
<p>(1) 体験的な活動を通して、<u>学習の基盤となる語句などについて</u>的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。</p> <p>(2) 児童の言語発達に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うよう工夫すること。</p> <p>(3) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、<u>指文字</u>等を適切に活用して、<u>発表や児童同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ</u>、<u>的確な</u>意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。</p> <p>(4) <u>児童の聴覚障害の状態等に応じて</u>、補聴器や<u>人工内耳</u>等の利用により、児童の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。</p> <p>(5) 児童の<u>言語概念や読み書きの力など</u>に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導を工夫すること。</p> <p>(6) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。</p>	<p>(1) 体験的な活動を通して的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。</p> <p>(2) 児童の言語発達に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うように工夫すること。</p> <p>(6) 児童の聴覚障害の状態等に応じ、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、意思の相互伝達が活発に行われるよう指導方法を工夫すること。</p> <p>(4) 補聴器等の利用により、児童の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。</p> <p>(3) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。</p> <p>(5) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。</p>

小学校学習指導要領等における特別支援教育の充実

幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領（平成29年3月）、高等学校学習指導要領（平成30年3月）において、以下のとおり、特別支援教育に関する記述を充実。

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行う。
- 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方を示す。
- 家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点での児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成、活用に努める。また、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成、活用に努める。特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成。
- 各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫。
- 障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習。
- 高等学校における通級による指導の制度化（平成30年度から）に伴い、通級による指導における単位の修得の認定などについて規定。

特別支援学校学習指導要領等の公示に関する通知

平成29年4月28日付、学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部の学習指導要領の公示を実施した旨の通知を発出。高等部については、平成31年2月4日付けで同様の通知を発出。

幼稚園教育要領及び小学校、中学校、高等学校学習指導要領に準じた改正を実施。

特に、以下の内容について努めることを記載。

各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立において、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して、個別の指導計画に基づき、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど、指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。

個別の指導計画の実施状況の評価と改善、教育課程の評価と改善につなげていくよう努めること。

学びの連続性を重視した対応、一人一人に応じた指導の充実等に努めること。

また、特別支援学校教諭等免許状の早期取得の促進及び特別支援学校教員の専門性向上に引き続き努めること。

29文科初第236号
平成29年4月28日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法学者長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学事務次官
戸谷 一 夫



(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について（通知）

このたび、平成29年文部科学省令第27号をもって、別添1のとおり学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が制定され、また、平成29年

文部科学省告示第7号（幼稚園部教育要領の全部、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領）という。

新幼稚園部教育要領は小学部についてから施行されます。

今回の改正は、小学校、高等学校及び特別下「答申」という。

中学部の教育課程のありです。十分学習指導要領（以下「指導要領」という。）及びこれらに伴う実施要領、また、都道府県教

30文科初第1465号
平成31年2月4日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法学者長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学事務次官
藤原 誠



(印影印刷)

特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示等の公示について（通知）

この度、平成31年文部科学省令第3号をもって学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正令」という。）が制定され、また、平成31年文部科学省告示第14号をもって特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新高等部学習指導要領」という。）及び平成31年文部科学省告示第15号をもって平成31年4月1日から新特別支援

「交流及び共同学習ガイド」(2019年3月改訂)

※文部科学省HPにおいて全文掲載

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/010.htm

◆第1章 交流及び共同学習の意義・目的

小・中学校等及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。

◆第2章 交流及び共同学習の展開

1. 関係者の共通理解

学校、子供たち、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について、十分に理解する。

2. 体制の構築

校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む体制を整える。

3. 指導計画の作成

交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む。

4. 活動の実施

- ・事前に、活動のねらいや内容等について子供たちの理解を深める。
- ・障害について形式的に理解させる程度にとどまるものにならないよう、子供たちが主体的に取り組む活動にする。
- ・事後学習で振り返りを行うとともに、その後の日常の学校生活において、障害者理解に係る丁寧な指導を継続する。

5. 評価

- ・活動後には、活動のねらいの達成状況、子供たちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。
- ・活動直後の状況だけではなく、その後の日常の生活における子供たちの変容をとらえる。

◆第3章 取組事例 (※7つの事例を紹介)

<音楽の授業や給食を通じた居住地校での交流及び共同学習>



※福井県

<障害者スポーツ等を通じた交流及び共同学習>



※青森県

3. 特別支援教育に係る環境整備

特別支援学校における教室不足の解消について(平成29年2月)

(各都道府県教育委員会施設主管課長及び特別支援教育主管課長宛て、施設助成課及び特別支援教育課長連名通知)

- 新設校の設置、校舎の増築、分校・分教室による対応等、教室不足の解消に向け取組みを要請。
 - 増加傾向にある児童生徒数を的確に把握し、解消計画を順次策定・更新するなど、学校現場と調整の上、教育上支障がでないよう適切な対応を依頼。
- (平成26年度に、廃校や余裕教室等を活用した特別支援学校の新設、分校・分教室の整備に係る補助制度を創設。)

公立特別支援学校における教室不足の現状(平成28年10月1日現在)

番号	都道府県名	不足教室数
1	北海道	84
2	青森県	64
3	岩手県	64
4	宮城県	71
5	秋田県	2
6	山形県	17
7	福島県	46
8	茨城県	142
9	栃木県	129
10	群馬県	61
11	埼玉県	232
12	千葉県	192
13	東京都	245
14	神奈川県	256
15	新潟県	94
16	富山県	3

番号	都道府県名	不足教室数
17	石川県	0
18	福井県	3
19	山梨県	38
20	長野県	28
21	岐阜県	44
22	静岡県	214
23	愛知県	224
24	三重県	80
25	滋賀県	80
26	京都府	38
27	大阪府	8
28	兵庫県	133
29	奈良県	45
30	和歌山県	59
31	鳥取県	9
32	島根県	48

番号	都道府県名	不足教室数
33	岡山県	33
34	広島県	45
35	山口県	51
36	徳島県	41
37	香川県	21
38	愛媛県	46
39	高知県	18
40	福岡県	130
41	佐賀県	16
42	長崎県	14
43	熊本県	171
44	大分県	35
45	宮崎県	27
46	鹿児島県	3
47	沖縄県	26
合計		3,430(※3,622)

(注)福島県については、東日本大震災の影響により、一部の学校で児童・生徒が県内外の学校等に分散している状況があり、その影響についてもそのまま反映。

※()は平成27年10月1日現在 -33-

特別支援学校における教室不足に関する意見交換の結果について

日 時

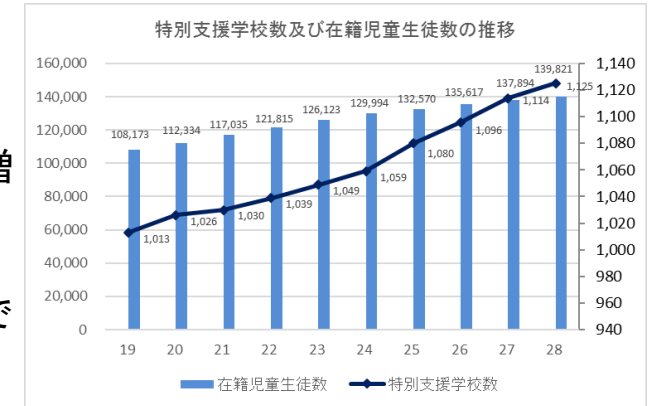
平成29年5月11日(木)～5月17日(水)

対 象

教室不足数が100を超える都県 (埼玉県、茨城県、静岡県、熊本県、神奈川県、千葉県、栃木県、福岡県、東京都、兵庫県)

背 景

- ・ 児童生徒数全体が減少傾向にある中、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導対象の児童生徒数は近年増加の一途を辿っている状況。また、児童生徒数の増加に伴い、特別支援学校数も増加傾向
- ・ こうした状況の中、各自治体の取組によって着実に特別支援学校の教室不足が解消されているものの、依然として全国で3430教室の不足が生じているところであり、この解消が課題



教室不足が発生している要因

- ・ 過疎化が進む地域と過密化が進む地域とで状況が異なっており、特に過密化が進む都市部の教室不足が深刻
- ・ 教室不足が生じている主な要因は、知的障害のある児童生徒の増加。とりわけ特別支援学校高等部に在籍する生徒数の増加が大きな要因
- ・ 知的障害のある児童生徒の増加要因としては、平成19年度の特別支援教育制度改正以降、保護者の障害に対する受容が進んできているとの意見があった
- ・ この他、療育手帳等の無い比較的軽度の障害のある子供が増加しているとの意見もあった。

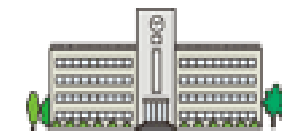
各自治体における現状・取組状況

- ・ 特別支援学校在籍者が依然として増加を続ける中で、当該児童生徒数が減少傾向に向かう時期をなかなか推計できず、これが計画的な施設整備のネックとなっている県が多数
- ・ 過密化が進む都市部では空用地が乏しく、また活用できる既存ストックも少ないため、なかなか施設整備が進まない
- ・ また、用地取得や施設の既存ストック活用などについて、市町村との連携がうまく進まないとの意見もあった
- ・ 児童生徒数が減少する時期の見込みを立てている都県については、独自の調査（「教育人口等推計報告書」（東京都））を実施していたり、大学研究者等の専門家に依頼して就学前の子供の療育手帳取得割合などから推計する方法（茨城³⁴県）などを実施

特別支援学校施設に係る国庫補助制度の概要

1. 新增築事業

- 学校建物を新築もしくは増築するもの
 - 公立学校施設整備費負担金（小・中学部） 負担割合 1 / 2 ※
 - 学校施設環境改善交付金（幼・高等部） 算定割合 1 / 2
 - ※都道府県立の養護特別支援学校 5. 5 / 1 0
 - ※離島、奄美の特別支援学校（盲ろう小・中学部） 5. 5 / 1 0



2. 改築事業

- 構造上危険な状態にある学校建物等を建て直すもの
 - 学校施設環境改善交付金により措置 算定割合 1 / 3 ※
 - ※離島、奄美の特別支援学校（盲ろう小・中学部） 5. 5 / 1 0



3. 改修事業

- 既存の学校建物の内外装の模様替えや用途変更を行うもの（老朽施設改造、バリアフリー化、トイレ改造など）
 - 学校施設環境改善交付金により措置 算定割合 1 / 3 ※
 - ※財政力指数1.00超の地方公共団体は2 / 7
- 既存施設を特別支援学校の用に供するように改修するもの（余裕教室や廃校等の模様替えなど）
 - 学校施設環境改善交付金により措置 算定割合 1 / 3



学校施設は我が国の将来を担う児童生徒の学習・生活の場であり、より良い教育活動を行うためには、その**安全性・機能性の確保は不可欠**である。

このため、子供たちの安全と健康を守り、**計画的・効率的な長寿命化**を図る整備を中心とした教育環境の改善等を推進する。

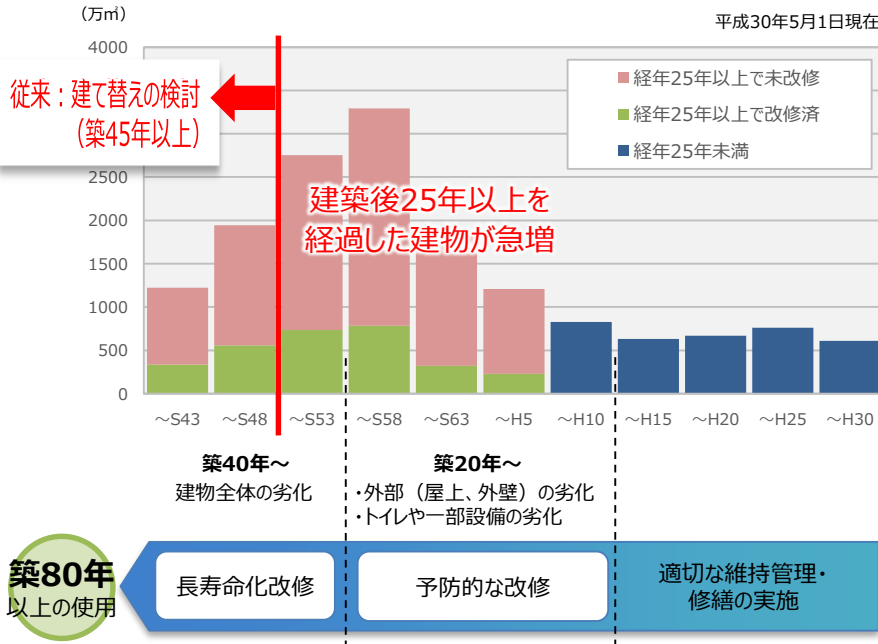
また、近年多発している大規模災害の教訓を踏まえ、防災・減災に万全を期すため、**耐震化や非構造部材の耐震対策**などを推進し、学校施設の強靱化を図る。

現状と課題

子供たちの安全と健康を守るため、**計画的・効率的な長寿命化が急務**

公立小中学校の経年別保有面積 <全国>

平成30年5月1日現在



築80年以上の使用

今後は、長期間の使用を前提としたライフサイクルへ移行



◆ 公立学校施設の安全対策・防災機能の強化等の推進

○ 計画的・効率的な長寿命化の推進

- 将来の財政負担の縮減と老朽化による事故等の危険リスクを低減する計画的・効率的な施設整備の推進
- 空調設置、給食施設の整備や教育環境の改善等

○ 小中学校等の教室不足への対応等

- 新築や増築による教室不足の解消、バリアフリー対策等

○ 防災・減災、国土強靱化のための緊急対策【予算編成過程で検討】

- 非構造部材を含む耐震対策、トイレ改修等

◆ 制度改正の内容

○ 長寿命化改良事業の制度拡充

- 計画的・戦略的に施設の長寿命化を図るため、予防的な改修を行う事業メニューを創設

○ 特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業の拡充

- 廃校や余裕教室等の既存施設の有効活用を図り、特別支援学校の教室不足解消を促進するため、事業の算定割合を引上げ（1/3→1/2）

○ 屋外教育環境の整備に関する事業の補助時限の延長

◆ 建築単価

○ 対前年度比 +10.0%（資材費、労務費等の上昇分、空調設備分）

小中学校校舎（鉄筋コンクリート造）の場合

令和元年度 193,600円/㎡ ⇒ 令和2年度 212,900円/㎡

※配分時には整備内容に応じた単価を設定

特別支援教育支援員の地方財政措置について

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助（食事、排泄、教室の移動補助等）、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。



■特別支援教育支援員の配置に係る経費（継続）

□ 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	2019年度	2018年度
幼稚園	7,800人	7,600人
小・中学校	56,600人	55,000人
高等学校	600人	500人
合計	65,000人	63,100人

2007年度～：公立小・中学校について地方財政措置を開始
 2009年度～：公立幼稚園について地方財政措置を開始
 2011年度～：公立高等学校について地方財政措置を開始



1.外国人幼児等への教育充実支援事業

背景

入管法の改正により新たな在留資格が創設される等、在留外国人数が年々増加する中で、外国人幼児の受入れに当たる幼稚園教諭等の資質・能力の向上など、適切に指導上の配慮を行うための方策が求められている。

事業内容

(1) 幼稚園における研修プログラムの開発

幼稚園特有の以下の配慮点などを踏まえた研修プログラムの開発を行う。

【委託先：大学、関係団体等 1団体（事業期間3年）】

（幼稚園の特徴の例）

- ・言語を体系に教えるのではなく生活や遊びを通して教える時期であること
- ・母語と日本語の両方を獲得していく必要があること
- ・保護者からの子育ての相談など、子育ての支援も幼稚園の役割であること

(2) 幼稚園における指導上の配慮等に関する研究

外国人幼児の受入れに当たっての指導上の留意事項の整理や教材の在り方等に関する実証研究を行い、その成果の普及を図る。

【委託先：地方公共団体、幼稚園等 3団体（事業期間1年）】

（実証研究の視点の例）

- ・幼稚園の教育制度、生活等の保護者に対するわかりやすい説明の在り方
- ・外国人幼児が日本での幼稚園生活に親しんでいくために有効な教材の開発
- ・外国人幼児と日本人幼児がともに学び合う活動の在り方
- ・小学校教育への円滑な接続を踏まえた教育活動や小学校との連携の在り方

2.障害のある幼児等への教育充実支援事業

背景

個別の教育支援計画の作成が必要であると判断している幼児数は年々増加しており、受入れに当たる幼稚園教諭等の資質・能力の向上など、適切に指導上の配慮を行うための方策が求められている。

事業内容

(1) 幼稚園における研修プログラムの開発

幼稚園特有の以下の配慮点などを踏まえた研修プログラムの開発を行う。

【委託先：大学、関係団体等 1団体（事業期間3年）】

（幼稚園の特徴の例）

- ・社会性や言語など、これから発達していく時期であること
- ・早期支援のためには、障害に関する家庭の理解や連携が重要であること
- ・1園あたりの教員数平均人数が9名と規模が小さいこと

(2) 幼稚園における指導上の配慮等に関する研究

障害のある幼児等の受入れに当たっての体制整備の在り方や指導上の留意事項等に関する調査研究を行い、その成果の普及を図る。

【委託先：地方公共団体、幼稚園等 3団体（事業期間1年）】

（実証研究の視点の例）

- ・小規模な幼稚園の実態を踏まえた体制整備の在り方
- ・特別支援教育コーディネーターを中心とした関係機関との連携の在り方
- ・早期発見に資するアセスメントの開発や活用
- ・小学校教育への円滑な接続を踏まえた教育活動や小学校との連携の在り方

調査研究を通じて期待される効果

自治体や園の研修の充実や指導上の留意事項等の研究成果の普及を通じ、受入れに当たる幼稚園教諭等が必要な知識を得、幼児等の実態に応じた指導上の工夫を行う等、適切な対応を行うことに資する。

4. 教員の資質向上

教師の特別支援教育に関する専門性の向上

	特別支援学校	小・中学校等		
		特別支援学級	通級による指導	通常の学級
現状	<p>(資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校教諭免許状(※) ・特別支援学校教諭免許状の保有 <p>(目標：特別支援教育学校教諭免許状について)</p> <p>令和2年度までにおおむね全ての教員が所持(平成27年度調査時74.3%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度調査時79.8% 	<p>(資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校教諭免許状(※) ・特別支援学校教諭免許状の保有が望ましい <p>(目標：特別支援教育学校教諭免許状について)</p> <p>令和2年度までに、平成27年度調査時の2倍程度の教員が所持(平成27年度調査時30.7%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度調査時30.8% 	<p>(資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校教諭免許状(※) <p>※今年度より、教職課程において、発達障害の内容を含む特別支援教育に関する内容が1コマ必修化</p>	
具体的な取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育学校教諭免許状の取得を支援する事業 ・教師が障害のある児童生徒と円滑にコミュニケーションをとるための技能を向上させる講習会を支援する事業 ・(独)国立特別支援教育総合研究所(以後、「特総研」という。)における教員研修及び免許法認定の通信講習(視・聴覚)の実施 <p>外部専門家等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携を支援するコーディネーターの配置に係る経費の補助 ・医療的ケアのための看護師や理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の外部専門家の配置に係る経費の補助 ・障害のある児童生徒の学習上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置に係る経費の地方財政措置(公立の幼・小・中・高等学校) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員定数の充実 ・指導の専門性を高めるためのモデル事業 ・特総研における教員研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・教科指導法の研究や学校の支援体制構築など、支援の充実を図るためのモデル事業 	
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討(教員配置の工夫、研修内容・方法の検討) ・通級による指導方法のガイドの作成 			

特別支援教育の免許状制度について

○ 特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状のほか、特別支援学校教諭免許状を有していなければならない(法第3条第3項)。ただし、専ら「自立教科等」の教授を担当する教員は、「自立教科等」について授与された特別支援学校教諭免許状を有していればよい(同条同項)。

○ 法第3条の規定にかかわらず、幼・小・中・高の教諭免許状を有する者は、「当分の間」特別支援学校の相当する部の教諭等となることができる(法附則第15項)。

○ 特別支援学級担任や、通級による指導を担当する教員については、特別支援学校教諭免許状を有すること等の法令上の規定はない。なお、小・中学校等の教諭免許状を取得する際には、「教育の基礎的理解に関する科目」10単位(1種免許状の場合)の中で、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を含めて修得することとなっている(規則第3条表・第4条表)。

○ 特別支援学校教諭の免許状は、特別支援教育領域を定めて授与される(法第4条の2)。特別支援教育領域は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育の5領域(法第2条第5項)。免許状の授与を受けた後、新たに特別支援教育領域を追加することも可能(法第5条の2第3項)。

○平成18年の法改正により、平成19年4月1日から、従前の盲学校教諭免許状、聾学校教諭免許状、養護学校教諭免許状は、特別支援学校教諭免許状となった。従前の盲学校教諭免許状を有する者は視覚障害者教育領域の免許状を、聾学校教諭免許状を有する者は聴覚障害者教育領域の免許状を、養護学校教諭免許状を有する者は知的障害者、肢体不自由者、病弱者教育領域の免許状を授与されたものとみなされる。

特別支援学校教諭免許状の取得方法①

大学での認定課程の単位修得

(1) 取得要件（教育職員免許法第五条別表第一）

	基礎資格	修得単位数
二種免許状	幼、小、中又は高の教諭の普通免許状	16
一種免許状	学士+幼、小、中又は高の教諭の普通免許状	26
専修免許状（※1）	修士+幼、小、中又は高の教諭の普通免許状	50

（※1）専修免許状の修得単位数のうち26単位は、一種免許状取得の際の単位数のため、実際は24単位修得

(2) 修得単位の内訳（教職員免許法施行規則第七条表）

		二種免許状	一種免許状	専修免許状
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目 （教育の理念、教育に関する歴史・思想、社会的・制度的・経営的 事項を含む）	2	2	2
第二欄	特別支援教育領域に関する科目（※2） （心理等に関する科目、教育課程等に関する科目）	8	16	16
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する 科目（※3） （心理等に関する科目、教育課程等に関する科目）	3	5	5
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（※4）	3	3	3

（※2）視・聴は8単位（二種は4単位）、知・肢・病は4単位（二種は2単位）以上

（※3）授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項

（※4）特別支援学校において、教員として1年以上良好な成績で勤務した者については、経験年数1年について1単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもって、これに替えることができる。

特別支援学校教諭免許状の取得方法②

現職教員が免許法認定講習等での単位修得（教育職員検定）

(1) 取得要件（教育職員免許法第六条別表第七）

	必要となる免許状	免許状取得後、相当する学校としての勤務年数	免許状修得後、免許法認定講習等において修得する単位数
二種免許状	幼、小、中又は高の教諭の普通免許状	3年 ※幼小中高での勤務年数を含む	6
一種免許状	特別支援学校教諭二種免許状	3年	6
専修免許状	特別支援学校教諭一種免許状	3年	15

(2) 修得単位の内訳（教育職員免許法施行規則第十八条）

大学の認定課程の単位修得方法の例に倣う。

(3) 免許法認定講習等について

現職の職員（一定の免許状及び教職経験を有する者）が、上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合、文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）、大学の公開講座（免許法認定公開講座）、通信教育（免許法認定通信教育）において修得した単位を、教育職員免許状授与条件となる大学において修得を必要とする単位に替えることができるもの。

教員資格認定試験

大学等で教職課程を取らなかった者で教育者としてふさわしい資質を身に付け、教職を志すに至った者に対し教職への道を開くことを目的としている。本試験合格者は、免許管理者である都道府県教育委員会に申請することにより、教諭の普通免許状が授与される。

特別支援学校教諭等免許状の保有状況

改正障害者基本法

第16条第4項 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

特別支援学校教諭免許状の保有状況（平成30年5月1日現在 文部科学省調べ）

特別支援学校の教員
79.8%

本来保有しなければ
ならないもの

特別支援学級の教員
30.8%

専門性の観点から
保有が望ましい

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（抄）

（平成27年12月21日中央教育審議会）

このため、教育職員免許法附則第16項の廃止も見据え、平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを目指し、国が必要な支援を行うことが適当である。集中的に所持率の向上を図るためには、都道府県教育委員会等、学校設置者における特別支援学校の教員の採用や配置、研修等を通じた取組を求めるとともに、国においても、現職教員に対する免許法認定講習の開設支援や、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による免許法認定通信教育の実施、養成段階での免許状取得促進等の取組を進めることが考えられる。（中略）小中学校の特別支援学級担任の所持率も現状の2倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される。

特別支援学校教諭等免許状の保有状況

(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率:79.8%(H30年度) ⇒ 本来保有すべきもの

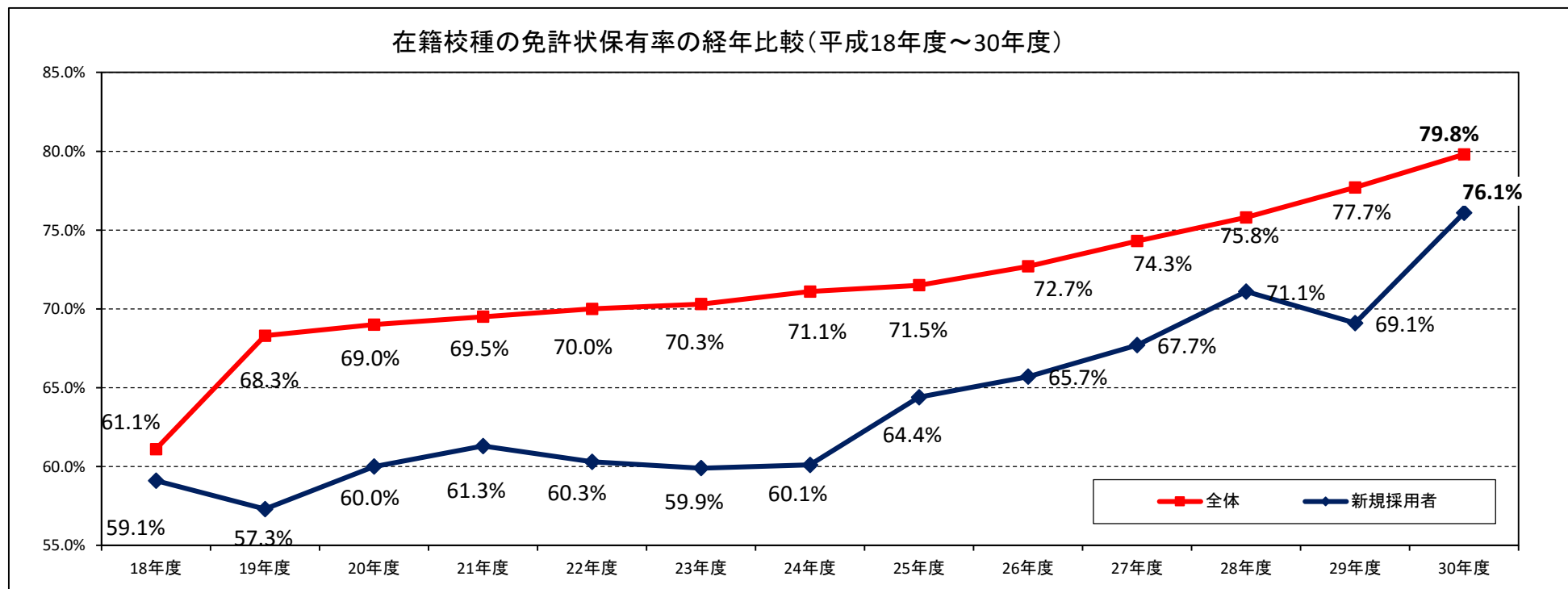
※教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

・特別支援学校全体の免許状保有率、新規採用者の保有率は上昇傾向

→ 特別支援学校教員(68,667人)のうち、当該障害種の免許状を保有している教員(54,810人)の割合は79.8%

→ 特別支援学校における新規採用教員(3,168人)のうち、当該障害種の免許状を保有している新規採用教員(2,412人)の割合は、76.1%

・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示



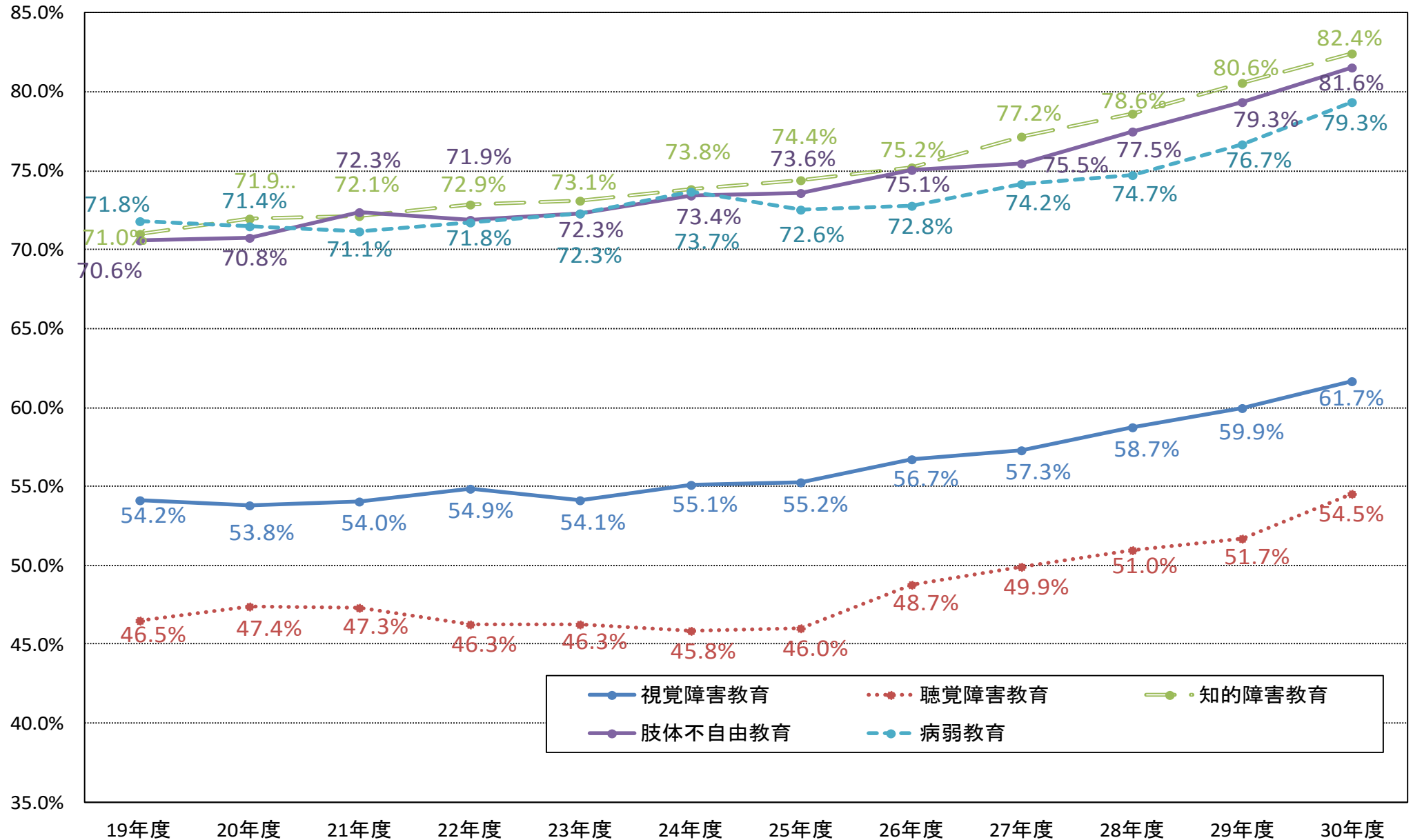
※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。

平成19年度～29年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合:30.8%

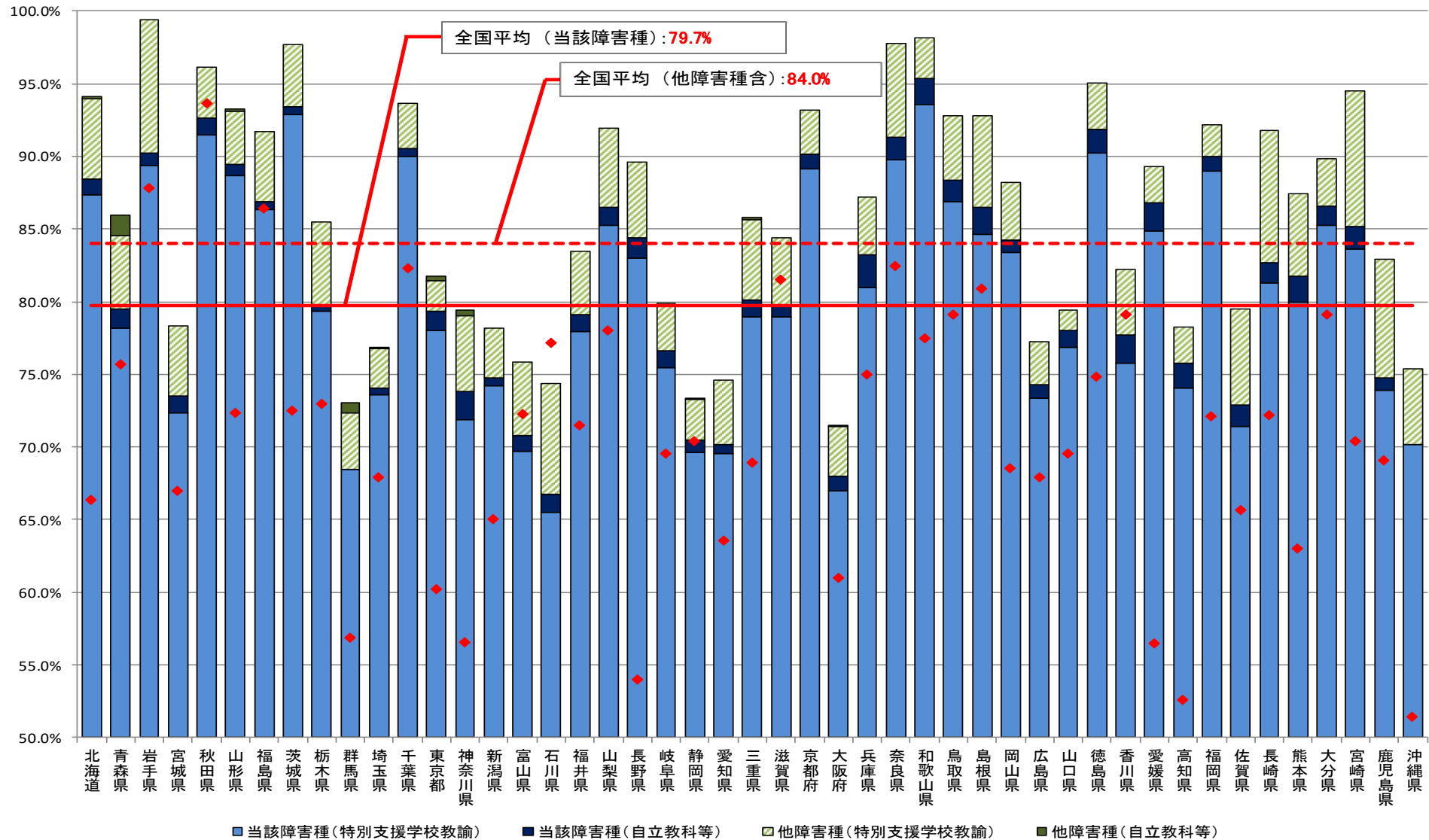
特別支援学校教諭等免許状の保有状況

在籍校種の免許状保有率の推移(障害種別／平成19年度～30年度)



特別支援学校教諭等免許状の保有状況

公立学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別状況



※調査結果の詳細は、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm を参照

※「◆」は、平成19年度における当該障害種の免許状保有率

教員免許状授与件数

区 分		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	特別支援学校 自立教科等	計	
普通免許状	専修免許状	平成27年度	248	1,524	5,017	6,302	265	105	22	13,483	
		平成28年度	261	1,577	4,887	6,187	225	101	20	13,258	
		平成29年度	264	1,701	4,740	5,901	265	96	12	12,979	
	一種免許状	平成27年度	17,772	23,157	43,700	57,388	4,681	2,978	1,213	34	150,923
		平成28年度	18,832	23,395	43,130	56,479	4,803	2,885	1,186	49	150,759
		平成29年度	18,316	23,337	41,519	54,020	5,023	2,861	1,189	44	146,309
	二種免許状	平成27年度	33,638	3,690	2,081	/	5,756	1,642	740	7	47,554
		平成28年度	33,681	3,676	2,060	/	5,980	1,240	667	6	47,310
		平成29年度	32,312	3,756	2,176	/	6,844	1,096	708	3	46,895
小計	平成27年度	51,658	28,371	50,798	63,690	10,702	4,725	1,975	41	211,960	
	平成28年度	52,774	28,648	50,077	62,666	11,008	4,226	1,873	55	211,327	
	平成29年度	50,892	28,794	48,435	59,921	12,132	4,053	1,909	47	206,183	
特別免許状	平成27年度	/	0	52	153	/	/	/	10	215	
	平成28年度	/	0	49	126	/	/	/	11	186	
	平成29年度	/	12	42	105	/	/	/	10	169	
臨時免許状	平成27年度	261	2,951	2,072	2,570	589	116	/	19	8,578	
	平成28年度	236	3,130	1,928	2,408	584	106	/	13	8,405	
	平成29年度	208	3,426	1,895	2,289	563	113	/	7	8,501	
合計	平成27年度	51,919	31,322	52,922	66,413	11,291	4,841	1,975	70	220,753	
	平成28年度	53,010	31,778	52,054	65,200	11,592	4,332	1,873	79	219,918	
	平成29年度	51,100	32,232	50,372	62,315	12,695	4,166	1,909	64	214,853	

取得方法別の普通免許状授与件数(平成29年度)

(件)

区 分		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	特別支援学校 自立教科等	計	
普通免許状	大学等における直接養成によるもの	260	1,637	4,694	5,775	260	69	7	/	12,702	
	現職教育による上位の免許状の取得	4	64	37	85	5	27	5	/	227	
	その他(旧令の学歴資格によるもの、他教科の免許状の取得等)	/	/	9	41	/	/	/	/	50	
計		264	1,701	4,740	5,901	265	96	12	/	12,979	
一種免許状	大学等における直接養成によるもの	17,050	22,963	41,158	52,646	4,688	2,709	1,111	/	142,325	
	現職教育による上位、隣接校種の免許状の取得	176	374	55	95	335	152	3	2	1,192	
	教員資格認定試験によるもの	/	/	/	0	/	/	/	/	23	23
二種免許状	その他(旧令の学歴資格によるもの、他教科の免許状の取得等)	1,090	/	306	1,279	/	/	75	19	2,769	
	計		18,316	23,337	41,519	54,020	5,023	2,861	1,189	44	146,309
	一種免許状	大学等における直接養成によるもの	28,560	2,653	1,648	/	314	339	653	/	34,167
現職教育による上位、隣接校種の免許状の取得		68	955	322	/	6,530	2	/	0	7,877	
教員資格認定試験によるもの		147	148	/	/	/	/	/	/	295	
二種免許状	その他(旧令の学歴資格によるもの、他教科の免許状の取得等)	3,537	0	206	/	0	755	55	3	4,556	
	計		32,312	3,756	2,176	/	6,844	1,096	708	3	46,895
	合計	大学等における直接養成によるもの	45,870	27,253	47,500	58,421	5,262	3,117	1,771	/	189,194
現職教育による上位、隣接校種の免許状の取得		248	1,393	414	180	6,870	181	8	2	9,296	
教員資格認定試験によるもの		147	148	/	0	/	/	/	23	318	
合計	その他(旧令の学歴資格によるもの、他教科の免許状の取得等)	4,627	0	521	1,320	0	755	130	22	7,375	
	計		50,892	28,794	48,435	59,921	12,132	4,053	1,909	47	206,183

学校教育法

- ・第72条 **特別支援学校**は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、**障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける**ことを目的とする。
- ・第81条 **幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校**においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、**障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うもの**とする。

学校教育法施行規則

- ・第138条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における**特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は…（略）…特別の教育課程によることができる。**
- ・第140条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた**特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより…特別の教育課程によることができる。**

・第1章 総則／第4 児童の発達支援／2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

小学部及び中学部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、児童及び生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 小学部においては、学校教育法第30条第1項に規定する小学校教育の目標
- 2 中学部においては、学校教育法第46条に規定する中学校教育の目標
- 3 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

第7章 自立活動

第一 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

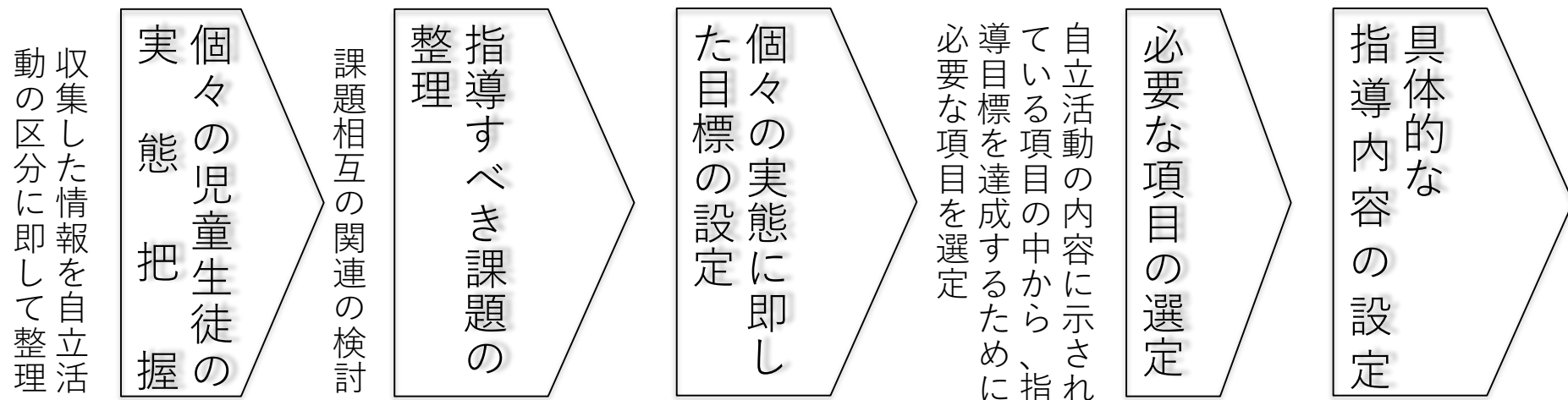
特別支援学校学習指導要領の主な特徴

目 標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

内容とその取扱い

- ・学習指導要領においては、個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素が6区分27項目で示されている。
- ・学校は、幼児児童生徒の実態把握を基に、個々の幼児児童生徒に必要とされる項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。



自立活動の内容（6区分27項目）

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

免許法認定通信教育

平成28年10月～

NISEが実施する免許法認定通信教育

受講料無料

講義・教材配信システム

インターネットを利用した

- ・受講申込の受付
- ・放送講義・教材の配信
- ・受講状況確認



受講者のいる都道府県を中心に
全国数か所の会場で
修了試験を実施



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末等で講義を視聴



当面の開講スケジュール（予定）

令和元年5月～8月

視覚障害教育 教育課程・指導法

聴覚障害教育 教育課程・指導法

令和元年10月～令和2年2月

視覚障害教育 心理・生理・病理

聴覚障害教育 心理・生理・病理

令和2年5月～9月

視覚障害教育 心理・生理・病理

聴覚障害教育 心理・生理・病理

令和2年10月～令和3年2月

視覚障害教育 教育課程・指導法

聴覚障害教育 教育課程・指導法

受講対象者

特別支援学校や特別支援学級に勤務し、特別支援学校教諭免許状を保有していない教員を優先します。

必要な単位を全て修得

大学・教育委員会等が実施する免許法認定講習等

その他修得すべき科目

特別支援学校教諭免許状を取得

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率向上に寄与

令和元年度免許法認定通信教育(大学・国立特別支援教育総合研究所)

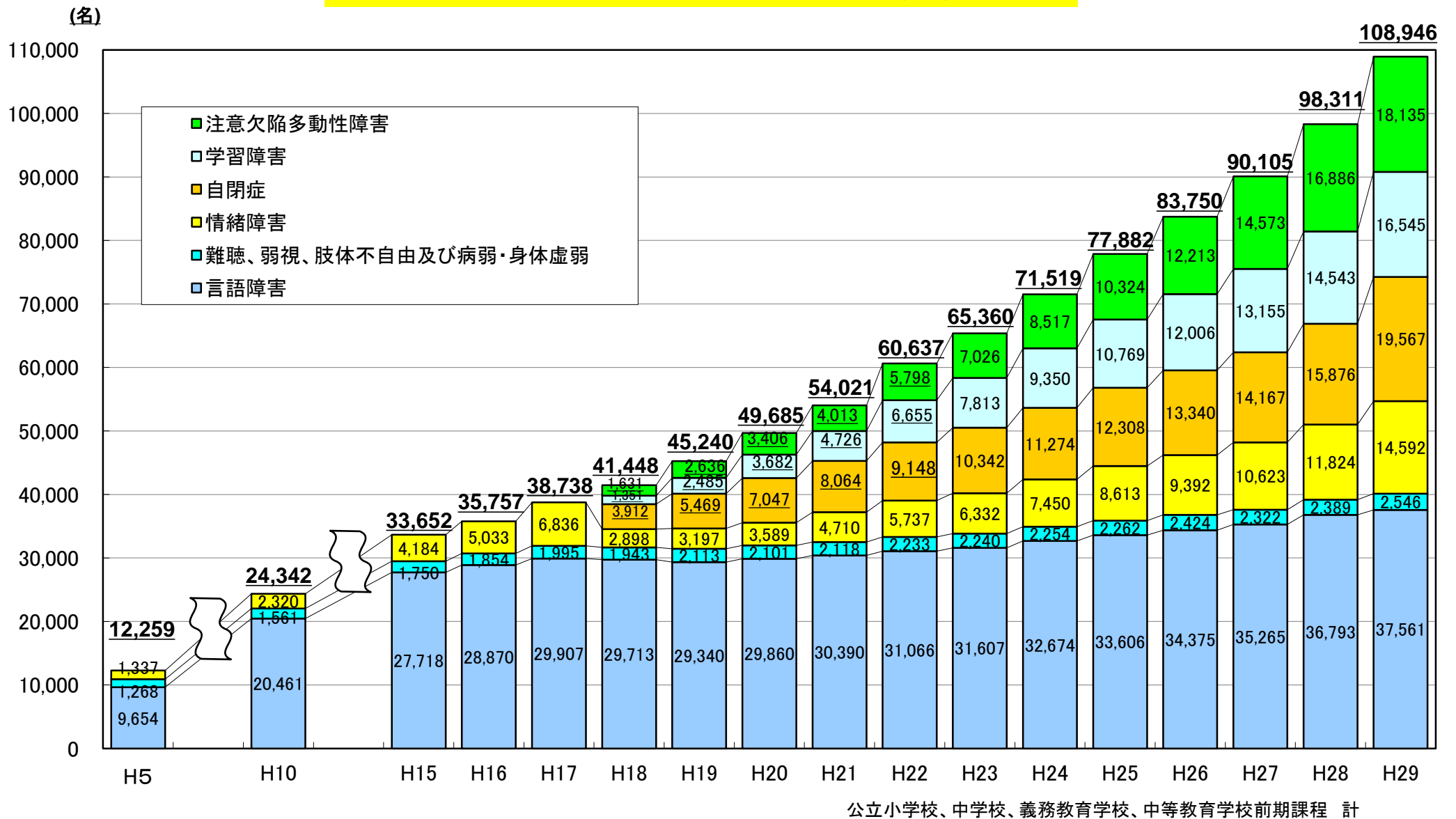
	開設者 所在	種別	開設者名	電話番号	講習期間		免許法施行規則に定める科目区分等			開設科目名	単 位 数	別 表 8 対	免許状の種類
					開始日	終了日	科目 1	科目2	各科目に含める必要事項				
12	千葉県	私立大学	放送大学	043-276-5111	【前期】 H31.4.1 【後期】 R1.10.1	【前期】 R1.7.27 【後期】 R2.1.25	特支			特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	—	特支一・二種免
12	千葉県	私立大学	放送大学	043-276-5111	【前期】 H31.4.1 【後期】 R1.10.1	【前期】 R1.7.27 【後期】 R2.1.26	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害教育総論('15) (H31認定通信)	2	—	特支一・二種免 (知的障害者)
12	千葉県	私立大学	放送大学	043-276-5111	【前期】 H31.4.1 【後期】 R1.10.1	【前期】 R1.7.27 【後期】 R2.1.26	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	肢体不自由児の教育('14) (H31認定通信)	2	—	特支一・二種免 (肢体不自由者)
12	千葉県	私立大学	放送大学	043-276-5111	【前期】 H31.4.1 【後期】 R1.10.1	【前期】 R1.7.27 【後期】 R2.1.25	特支	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	特別支援教育総論('19) (H31認定通信)	2	—	特支一・二種免 (視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者)
13	東京都	私立大学	明星大学	042-591-5115	【前期】 H31.4.1 【後期】 R1.10.1	【前期】 R2.3.31 【後期】 R2.9.30	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害教育総論 (H31認定通信)	2	—	特支一・二種免 (知的障害者)
13	東京都	私立大学	明星大学	042-591-5115	【前期】 H31.4.1 【後期】 R1.10.1	【前期】 R2.3.31 【後期】 R2.9.30	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	肢体不自由教育総論 (H31認定通信)	2	—	特支一・二種免 (肢体不自由者)
13	東京都	私立大学	明星大学	042-591-5115	【前期】 H31.4.1 【後期】 R1.10.1	【前期】 R2.3.31 【後期】 R2.9.30	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	病弱教育総論 (H31認定通信)	2	—	特支一・二種免 (病弱者)
13	東京都	私立大学	明星大学	042-591-5115	【前期】 H31.4.1 【後期】 R1.10.1	【前期】 R2.3.31 【後期】 R2.9.30	特支	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害教育総論 (H31認定通信)	1	—	特支一・二種免 (知的障害者・肢体不自由者・病弱者)
13	東京都	私立大学	明星大学	042-591-5115	【前期】 H31.4.1 【後期】 R1.10.1	【前期】 R2.3.31 【後期】 R2.9.30	特支	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害教育総論 (H31認定通信)	1	—	特支一・二種免 (知的障害者・肢体不自由者・病弱者)
13	東京都	私立大学	明星大学	042-591-5115	【前期】 H31.4.1 【後期】 R1.10.1	【前期】 R2.3.31 【後期】 R2.9.30	特支	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	重複・LD等教育総論 (H31認定通信)	2	—	特支一・二種免 (知的障害者・肢体不自由者・病弱者)

	開設者			電話番号	講習期間		免許法施行規則に定める科目区分等			開設科目名	単位数	別表8対	免許状の種類
	開設者所在	種別	開設者名		開始日	終了日	科目1	科目2	各科目に含める必要事項				
14	神奈川県	独立行政法人	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	046-839-6827	R1.5.6	R1.9.7	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害児の教育課程及び指導法(H31認定通信)	1	—	特支一・二種免(視覚障害者)
14	神奈川県	独立行政法人	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	046-839-6827	R1.5.6	R1.9.7	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聴覚障害児の教育課程及び指導法(H31認定通信)	1	—	特支一・二種免(聴覚障害者)
26	京都府	私立大学	佛教大学	075-491-0239	H31.4.1	R2.2.28	特支	特別支援教育の基礎理論に関する科目		障害教育総論(H31認定通信)	1		特支一・二種免
26	京都府	私立大学	佛教大学	075-491-0239	H31.4.1	R2.2.28	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害教育総論(H31認定通信)	1	—	特支一・二種免(知的障害者)
26	京都府	私立大学	佛教大学	075-491-0239	H31.4.1	R2.2.28	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	肢体不自由教育総論(H31認定通信)	1	—	特支一・二種免(肢体不自由者)
26	京都府	私立大学	佛教大学	075-491-0239	H31.4.1	R2.2.28	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	病弱教育総論(H31認定通信)	1	—	特支一・二種免(病弱者)
26	京都府	私立大学	佛教大学	075-491-0239	R1.8.20	R1.8.30	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	病弱教育総論SR(H31認定通信)	1	—	特支一・二種免(病弱者)
26	京都府	私立大学	佛教大学	075-491-0239	H31.4.1	R2.2.28	特支	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	重複・発達障害教育総論(H31認定通信)	2	—	特支一・二種免(知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)
26	京都府	私立大学	佛教大学	075-491-0239	R1.8.6	R1.8.16	特支	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	重複・発達障害教育総論SR(H31認定通信)	2	—	特支一・二種免(知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)
14	神奈川県	独立行政法人	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	046-839-6827	R1.10.1	R2.2.21	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害児の心理、生理及び病理(H31認定通信)	1	—	特支一・二種免(視覚障害者)
14	神奈川県	独立行政法人	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	046-839-6827	R1.10.1	R2.2.21	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害児の心理、生理及び病理(H31認定通信)	1	—	特支一・二種免(聴覚障害者)

	開設者 所在	開設者		電話番号	講習期間		免許法施行規則に定める科目区分等			開設科目名	単 位 数	別 表 8 対	免許状の種類
		種別	開設者名		開始日	終了日	科目 1	科目2	各科目に含める必要事項				
38	愛媛県	国立大学	愛媛大学	089-927-9370	R1.7.24	R2.2.28	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害の聴覚心理・生理・病理 (H31認定通信)	2	—	特支一種免 (聴覚障害者)
38	愛媛県	国立大学	愛媛大学	089-927-9370	R1.7.24	R1.10.27	特支	特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育概論 (H31認定通信)	1	—	特支一・二種免
38	愛媛県	国立大学	愛媛大学	089-927-9370	R1.7.24	R1.10.27	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者の心理・生理・病理 特性と支援 (H31認定通信)	1	—	特支一・二種免 (視覚障害者)
38	愛媛県	国立大学	愛媛大学	089-927-9370	R1.7.24	R1.10.27	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害者の教育課程と指導法 (H31認定通信)	1	—	特支一・二種免 (視覚障害者)
38	愛媛県	国立大学	愛媛大学	089-927-9370	R1.7.24	R1.10.27	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害者の心理・生理・病理 (H31認定通信)	1	—	特支一・二種免 (聴覚障害者)
38	愛媛県	国立大学	愛媛大学	089-927-9370	R1.7.24	R1.10.27	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聴覚障害者の教育課程と指導法 (H31認定通信)	1	—	特支一・二種免 (聴覚障害者)
38	愛媛県	国立大学	愛媛大学	089-927-9370	R1.7.24	R1.10.27	特支	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	見えの困難への対応 (H31認定通信)	1	—	特支一・二種免 (視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者)
38	愛媛県	国立大学	愛媛大学	089-927-9370	R1.7.24	R1.10.27	特支	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	重複障害児教育総論 (H31認定通信)	1	—	特支一・二種免 (視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者)
38	愛媛県	国立大学	愛媛大学	089-927-9370	R1.9.25	R1.12.27	特支	特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育概論 (H31認定通信)	1	—	特支一・二種免
38	愛媛県	国立大学	愛媛大学	089-927-9370	R1.9.25	R1.12.27	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害者教育総論 (H31認定通信)	1	—	特支一・二種免 (知的障害者)
38	愛媛県	国立大学	愛媛大学	089-927-9370	R1.9.25	R1.12.27	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	肢体不自由者教育総論 (H31認定通信)	1	—	特支一・二種免 (肢体不自由者)
38	愛媛県	国立大学	愛媛大学	089-927-9370	R1.9.25	R1.12.27	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	病弱者教育総論 (H31認定通信)	1	—	特支一・二種免 (病弱者)
38	愛媛県	国立大学	愛媛大学	089-927-9370	R1.9.25	R1.12.27	特支	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	障害支援機器を用いた合理的配慮概論 (H31認定通信)	1	—	特支一・二種免 (視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者)
38	愛媛県	国立大学	愛媛大学	089-927-9370	R1.9.25	R1.12.27	特支	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	重度重複障害児の健康教育 (H31認定通信)	1	—	特支一・二種免 (視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者)

5. 通級による指導の充実

通級による指導を受けている児童生徒数の推移



※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

小・中学校における通級による指導（関係法令）

【学校教育法施行規則】

第百四十条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

【平成5年1月28日文部省告示第7号】

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、同項の規定による特別の教育課程について次のように定め、平成5年4月1日から施行する。

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第140条各号の一に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同項の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童または生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

1 障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。ただし、特に必要があるときは、

障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。

2 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第140条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については年間35単位時間から280単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

【平成5年1月28日文部省告示第7号】

指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の児童の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について (平成25年10月4日付25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)(抄) - 1

第1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

1 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について (平成25年10月4日付25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)(抄)－ 2

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が困難な程度の者で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが，聞く，話す，読む，書く，計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので，一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力，又は衝動性・多動性が認められ，社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので，一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者，病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由，病弱又は身体虚弱の程度が，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの

義務標準法等の一部を改正する法律等の施行について (平成29年3月31日付28文科初第1854号文部科学事務次官通知)(抄) – 1

1 改正の概要

- ①公立の小学校、中学校及び義務教育諸学校並びに中等教育学校の前期課程の教頭及び教諭等の数の標準の改正

イ 障害に応じた特別の指導であって、政令で定めるものが行われている児童又は生徒（特別支援学級の児童又は生徒を除く。）13人につき教員1人をそれぞれ算定する基準を新設すること。

政令で定める特別の指導については、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために障害に応じて行われる指導であって、平成5年文部省告示第7号で定めるところにより教育課程の一部として行う必要があると認められる者に対して行われるものとする。

義務標準法等の一部を改正する法律等の施行について (平成29年3月31日付28文科初第1854号文部科学事務次官通知)(抄) – 2

2 留意事項

- ① 今回の改正により基礎定数が新設され、教員の安定的・計画的な採用・研修・配置が行いやすくなることを踏まえ、**都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会において、正規教員の採用や人事配置を一層適切に行うとともに、研修や人事配置の工夫等により教員の専門性の向上に努め**、その域内において質の高い指導体制を確保すること。
- ② 今回の改正は、学校が直面する教育課題が複雑化・困難化していることに対応するため学校の機能強化を図るものであり、改正法令の趣旨に沿った適切な教職員配置に努めること。
- ③ 今回の改正により教頭及び教諭等の数の算定の基礎に加えられる 1 ①イ及びウの指導の実施に当たっては、以下の点に留意すること。
- ③ア 地域全体で必要な指導を実施することができるよう、**複数の学校の兼務発令や行政区を超える兼務発令を活用するなど、専門性の高い人材による効果的かつ効率的な指導を行うための方策について検討を行うことが適当**であること。
- イ いわゆる「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」それぞれの指導形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な指導形態を選択すること。なお、1 ①イ及びウの算定基準による教頭及び教諭等の数の算定は、児童生徒の在籍校の設置者に応じて都道府県または指定都市ごとに行われるものであり、当該指導の担当教員の所属校と対象児童生徒の在籍校の設置者が異なる場合には、必要に応じて当該設置者間において適切な事務処理を行うこと。

義務標準法等の一部を改正する法律等の施行について (平成29年3月31日付28文科初第1854号文部科学事務次官通知)(抄)-3

2 留意事項

- ③ウ **特別の教育課程に基づく教育の必要性の有無について、それぞれ関係の告示や通知等を参照の上、専門的な知見を活用しつつ、客観的かつ円滑に適切な判断を行うこと。**また、その際には、各学校及び市区町村教育委員会において、判断の基準となった資料等を適切に管理・保存するなど、適切な事務処理を行うこととし、必要に応じて都道府県教育委員会と連携すること。
- エ **障害のある児童生徒については、特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について、関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）（平成25年10月4日付文科初第756号）」等の通知、文部科学省作成の「教育支援資料」等を参考に、客観的かつ円滑に適切な指導を行うこと。**
- ③オ 通級による指導を受ける児童生徒については、近年の傾向から引き続きその増加が見込まれることから、専門性のある担当教員を確実に養成するため、**研修の内容及び日数の充実や、新たに通級による指導を担当する教員が着任前にも必要な研修を受けられるようにするなど実施時期の見直し等について検討願いたいこと。**
- ⑤初任者に対する研修の実施に当たっては、今回の改正により新設される基礎定数に基づく指導教員の配置を含め、効果的な研修の実施に必要な体制の構築に努めること。

高等学校における障害に応じた通級による指導の制度化の概要

- 中学校において通級による指導を受けている生徒数は年々増加（H5：296人→H29:11,950人（40倍））しているが、障害のある生徒の中学校卒業後の進路は、主として高等学校又は特別支援学校高等部となっている。
- 障害者権利条約等の理念を踏まえ、高等学校においても適切に特別支援教育が実施されるよう、多様な学びの場の整備が求められている。
- このような状況を踏まえ、小・中学校等からの学びの連続性を一層確保しつつ、生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供する観点から、平成30年度より、高等学校においても、いわゆる「通級による指導」（大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態）を実施できることとした。

制度の概要

高等学校で障害に応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合、特別の教育課程によることができ、障害に応じた特別の指導を高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替えることができる。

【対象障害種】

言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害(LD)、
注意欠陥多動性障害(ADHD)、肢体不自由、病弱・身体虚弱

【実施形態】

- 自校通級（児童生徒が在籍する学校において指導を受ける）
- 他校通級（他の学校に通級し、指導を受ける）
- 巡回指導（通級による指導の担当教師が該当する生徒のいる学校に赴き指導を行う）

【授業時間数】

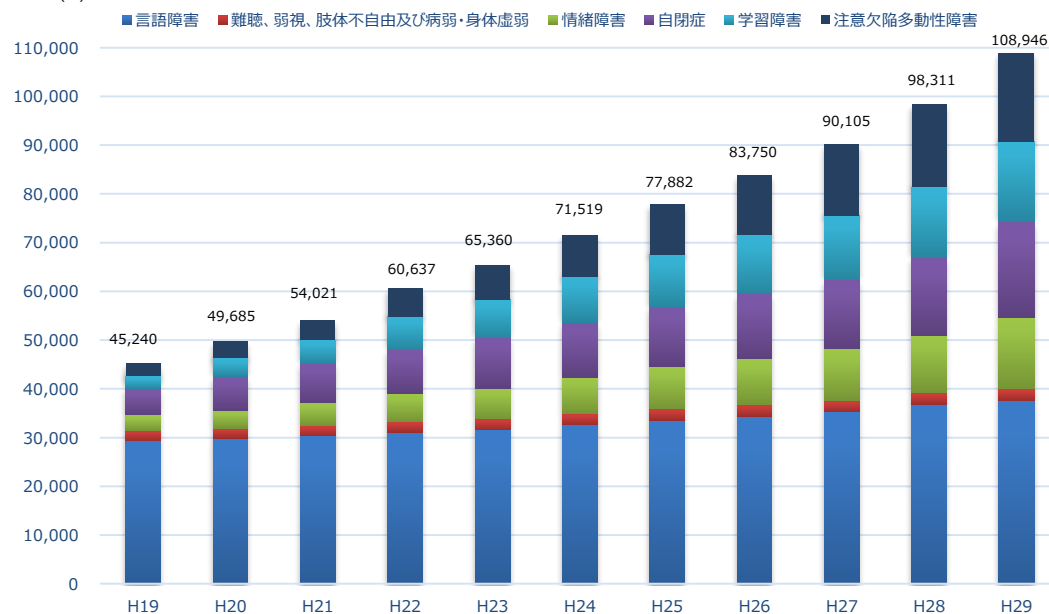
年間7単位を越えない範囲で卒業認定単位に含めることが可能

【高等学校における通級による指導の実施予定状況】

2018年度 45都道府県において実施

2019年度 47都道府県において実施（予定）

【参考：義務教育段階の通級による指導を受けている児童生徒数の推移(各年度5月1日現在)】
(人)



文部科学省の取組

- ◆ 公立高等学校における通級による指導のための加配定数措置（2019年度：160人分の経費を地方財政措置）
- ◆ 発達障害に関する通級による指導の担当教師に対する研修体制や必要な指導方法に関する調査研究を実施
- ◆ (独) 国立特別支援教育総合研究所において、各都道府県等の指導的立場にある教職員等を対象とした研修を実施
- ◆ 通級による指導方法のガイドの作成（2019年度中）

2019年度高等学校等における通級による指導の実施予定状況に関する調査結果(2019.3現在)

都道府県

指定都市

都道府県名	2019年度実施予定	実施予定学校数 ※1		都道府県名	2019年度実施予定	実施予定学校数 ※1		都道府県名	2019年度実施予定	実施予定学校数	
		うち他校通級受入れ学校数				うち他校通級受入れ学校数				うち他校通級受入れ学校数	
北海道	○	4	0	奈良県	○	1	0	札幌市	○	1	0
青森県	○	1	0	和歌山県	○	3	0	仙台市	—	0	0
岩手県	○	2	1	鳥取県	○	3	0	さいたま市	—	0	0
宮城県	○	4	0	島根県	○	3	0	千葉市	○	1	0
秋田県	○	1	0	岡山県	○	4※2	0	川崎市	—	0	0
山形県	○	2	0	広島県	○	未定※3	—	横浜市	—	0	0
福島県	○	1	0	山口県	○	13	0	新潟市	○	1	0
茨城県	○	2	0	徳島県	○	1	0	静岡市	—	0	0
栃木県	○	2	0	香川県	○	2	0	浜松市	—	0	0
群馬県	○	3	0	愛媛県	○	2	0	名古屋市	—	0	0
埼玉県	○	4	0	高知県	○	4	0	京都市	○	2	0
千葉県	○	3	0	福岡県	○	4	4	大阪市	—	0	0
東京都	○	1	0	佐賀県	○	1	0	堺市	—	0	0
神奈川県	○	3	0	長崎県	○	5	0	神戸市	○	8	0
新潟県	○	2	0	熊本県	○	4	0	岡山市	—	0	0
富山県	○	4	0	大分県	○	1	0	広島市	○	1	0
石川県	○	3	0	宮崎県	○	9	1	北九州市	—	0	0
福井県	○	11	0	鹿児島県	○	2	0	福岡市	○	4	0
山梨県	○	2	0	沖縄県	○	1	0	熊本市	—	0	0
長野県	○	2	0	合計	47	160	7	合計	7	18	0
岐阜県	○	3	1								
静岡県	○	16	0								
愛知県	○	2	0								
三重県	○	1	0								
滋賀県	○	1	0								
京都府	○	1	0								
大阪府	○	4	0								
兵庫県	○	12	0								

(相模原市は高等学校等を設置していないため掲載していない。)

※1 通級による指導を実施するための通級指導教室を設置する予定の高等学校の数。(一つの学校等において複数の障害種の通級指導教室を設置したり、複数の学科で行ったりする場合も「1か所」として計算している。他校の生徒を受け入れて通級による指導を行うことを可能としている学校も含まれる。)

※2 うち1校は、県内の市町村(指定都市を除く。)立高等学校における実施予定箇所数である。

※3 2019年4月現在で、通級による指導を実施する高等学校はないが、県独自に示した通級実施プロセスに応じて段階的に取組を進めている。

趣旨

- ◆ 共生社会の実現に向けた取組を加速し、より積極的に障害者の活躍の場の拡大を図るため、平成31年1月に浮島文部科学副大臣のもとに省内の関係課で構成される「障害者活躍推進チーム」を設置。
- ◆ 学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において、より重点的に進めるべき6つの政策プランを打ち出し、障害者が個性や能力を生かして我が国の未来を切り開くための施策を横断的・総合的に推進。

プランの内容

1 障害のある人とともに働く環境を創る

～文部科学省における障害者雇用推進プラン～

文部科学省において、障害者と共に働く環境を創り、障害者が意欲と能力を発揮し、活躍できる場の拡大に向けた取組を推進。

- ① 障害者雇用促進に向けた基礎的な取組<実務責任者や障害者職業生活相談員の配置、職員研修の充実等>
- ② 法定雇用率の達成に向けた採用の取組<プレ雇用、ステップアップ制度の導入等>
- ③ 職場定着し活躍できる職場環境作りの取組<職務のサポートを行う支援者等の配置、早出遅出勤務等の人事管理面での配慮>

2 発達障害等のある子供達の学びを支える

～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～

学校等における発達障害等のある児童生徒に対する指導や支援に関する知見を集約・整理し、教師に還元することで、通級による指導を含む特別支援教育の充実を図り、児童生徒の学びの質の向上につなげていく。

- ① 通級における指導方法のガイドの作成
- ② 「家庭・教育・福祉の連携」の確実な推進
- ③ 教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討

3 障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する

～障害者の生涯学習推進プラン～

学校卒業後の障害者の生涯にわたる主体的・継続的な学びの場の充実に向けて教育・学習面の条件整備を行い、障害者の真の社会参加や自立の実現を目指す。

- ① 学びの場の充実に向けた基盤の整備<自治体や大学、企業等が連携し、学びの場の拡充にむけた体制整備を推進>
- ② コンファレンスの実施<障害理解促進や学びの場の担い手育成を目的とした協議会を全国各地域で開催>
- ③ 生涯学習機会の充実に向けた調査研究<合理的配慮や障害特性を踏まえた学びの場づくりについて調査研究>

障害者の
社会における活
躍推進に
向けて重点的に
進める
6つの政策プラン

4 障害のある人の文化芸術活動を支援する

～障害者による文化芸術活動推進プラン～

障害者による文化芸術活動を推進することで、誰もが多様な選択肢を持ちうる社会の構築、文化芸術活動全般の推進や向上、新しい価値の提案、共生社会の実現に寄与。

- ① 鑑賞や創造、発表の機会の拡充等の総合的な支援
- ② 全国の小・中・特別支援学校等の子供たちへの鑑賞・体験機会の提供、作品展示等の発表の場の提供等
- ③ 共生社会づくりのための事業支援、芸術活動を支援する人材育成への支援
- ④ 日本博をはじめとする東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムの推進

5 障害のある人のスポーツ活動を支援する

～障害者のスポーツ活動推進プラン～

障害者が身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを加速化。

- ① 小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備<大学における障害者スポーツの指導者育成のカリキュラム導入の推進等>
- ② 障害のある人がスポーツを実施するための拠点の整備<スポーツを試すために必要な要素をそろえた普及拠点の見える化>
- ③ スポーツイベントにおける障害者の観戦のしやすさの向上<会場づくりや運営方法について好事例を収集>

6 障害のある人が教師等として活躍することを推進する

～教育委員会における障害者雇用推進プラン～

教師の養成、採用、入職後にわたる総合的な取組により、障害者が教師等として活躍できる環境整備を推進。

- ① 教師に係る障害者雇用の実態把握
- ② 教職課程における障害のある学生の支援に係る好事例の収集・発信
- ③ 教員採用試験の改善
- ④ 相談支援体制の構築や支援スタッフの配置などの好事例の収集・発信
- ⑤ 障害のある教師が働きやすい環境整備
- ⑥ 教師以外の職員の障害者雇用の推進

1. 趣旨、現状

義務教育段階の児童生徒数が年々減少する一方、特別支援教育を受ける児童生徒数は増加。

特に、通級による指導を受ける児童生徒数は5年間で約1.5倍。

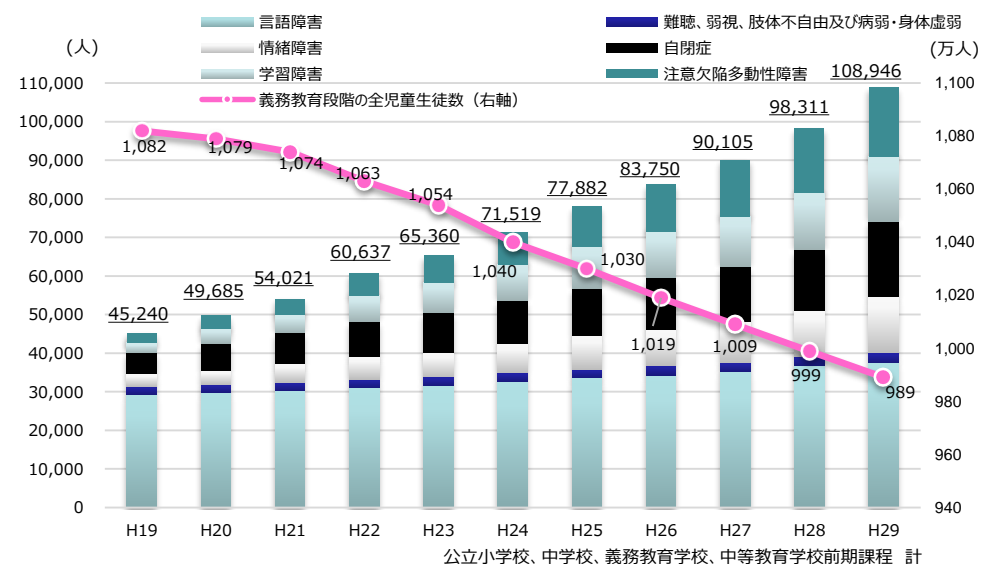
- ◆公立小中学校等における通級による指導の教員定数の基礎定数化（13人に1人）（H29.3 義務標準法改正）
- ◆高等学校等における通級による指導の制度化（H30.4）



必ずしも特別支援教育に関する専門的な知見を有していない教員が、指導を担当せざるを得ない状況にある。

また、通級による指導を受ける児童生徒数の割合は、都道府県によって大きなバラつきがある。

【義務教育段階の児童生徒数及び通級による指導を受けている児童生徒数の推移(平成29年5月1日現在)】



「一人も置き去りにしない教育」の実現

学校及び関係機関における発達障害等のある児童生徒に対する指導や支援に関する知見を集約・整理し、教員に還元することで、通級による指導を含む特別支援教育の充実を図り、児童生徒の学びの質の向上につなげていく。

2. 具体的方策と進め方

2019年度にかけて、以下について取り組む。

①通級における指導方法のガイドの作成

通級指導における指導方法（通級授業の在り方のモデル）や対象児童の決定、通級指導経営等に関する事例を含むガイドを作成する。

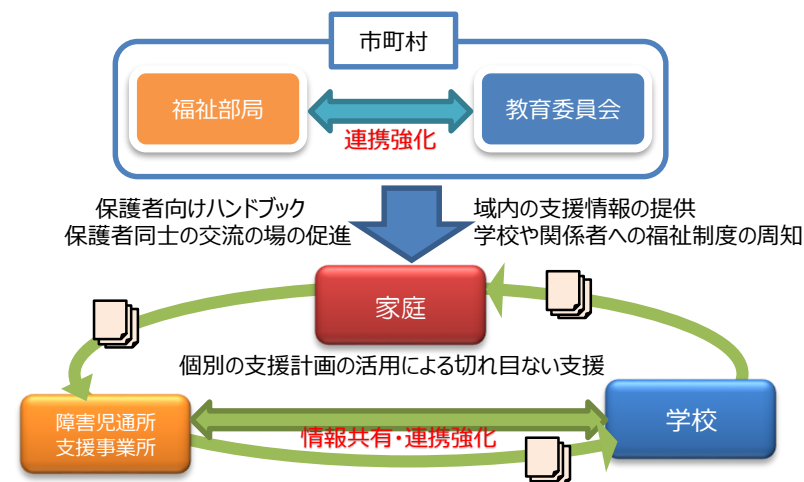
②「家庭・教育・福祉の連携」の確実な推進

文部科学省と厚生労働省が協働して取り組む家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト（※）の確実な推進に向け、調査研究等の関連事業や保護者に対し必要な情報等を提供するための各自治体におけるハンドブックの配布の推進等に取り組む。

③教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討

免許更新制の実質化も含めた養成・採用・研修全般にわたる改善・見直しの議論を踏まえつつ、教員の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みについて検討する。（例えば、通級指導担当教員のための「履修証明」など。）

（※）家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト
各自治体において、教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な障害児及びその保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討した。（H29.12～H30.3）



「初めて通級による指導を担当する教員のためのガイド」（仮称）の作成

通級指導を初めて担当する教員にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイドとする。

ガイドを通して、通級による指導に何が求められているか、通級の担当として、どのような役割・仕事を担っているのか。また、通級による指導を適切に行う上での留意事項等について理解できるものとする。

※ある程度の知識やスキルが身につけている教員は、文科省編著の通級による指導の手引きなど既存の刊行物でスキルアップが可能であるため、そこへつなぐためのガイドの位置づけ。

※現在、「通級による指導のガイドの作成に関する検討会議」にて検討中。



ガイドの構成（案）

- 1) 通級による指導を担当するに当たって
- 2) 通級による指導の年間の動き
- 3) 実践例
- 4) 知っておきたい基本事項・用語



作成スケジュール（予定）

平成30年度				令和元年度										
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
検討会議第1回		検討会議第2回	検討会議第3回	検討会議第4回	執筆開始	検討会議を適宜開催							ガイド完成	

6. 切れ目ない支援体制の整備

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

～障害のある子と家族をもっと元気に～ 概要 (H30.3)



1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2. 保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の対応策

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

- 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- 個別の支援計画の活用促進

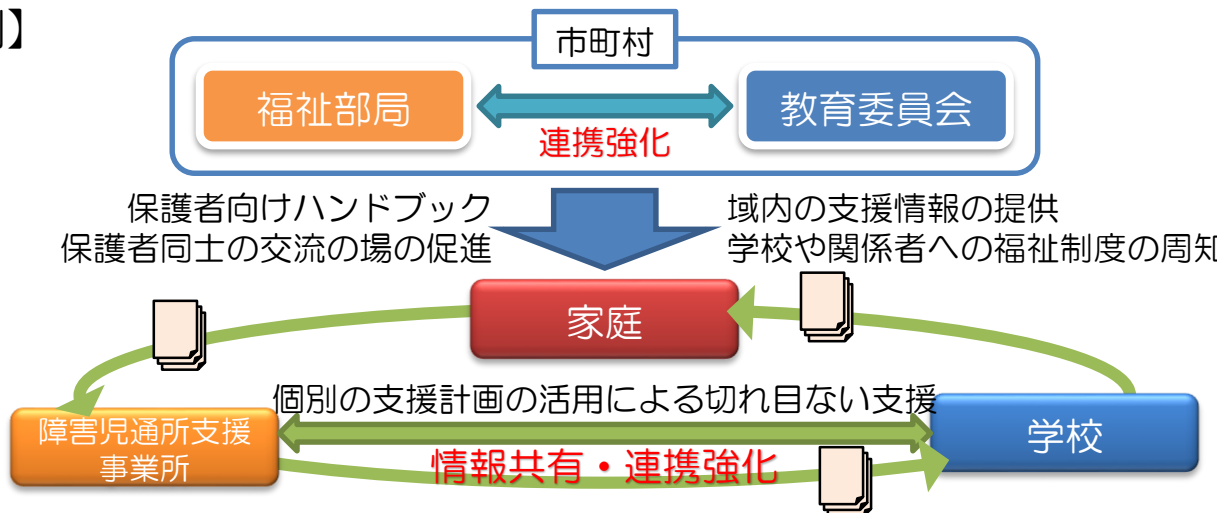
2. 保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のための相談窓口の整理
- 保護者支援のための情報提供の推進
- 保護者同士の交流の場等の促進
- 専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

(厚生労働省)
 ・放課後等デイサービスガイドラインの改定

・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。



(文部科学省)
 ・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援

・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策①

- 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知

【事例】大阪府箕面市（H28文部科学省委託事業：放課後等福祉連携支援事業）

実態把握で確認できた連携の課題

- 情報交換の課題： 学校が放課後等デイサービスについてあまり知らない現状／窓口となる担当者の連絡先が分からない
- 必要な引継ぎ事項： 児童生徒の様子や健康面／宿題の有無／個別の教育支援計画／月間、年間予定表
- 統一的な連絡シート等： 学校・事業所・保護者が共通で使える連絡手段の検討

課題を克服するための実践

情報共有

（担当者の情報共有）

- ・それぞれの窓口担当者を決める。また、連携の内容や方法、個別の教育支援計画（保護者同意を要する）、緊急時の対応など、事前に確認しておいた方がよい内容を記載した「連絡シート」を作成。

（日々の引継ぎ方法）

- ・特別支援学級の連絡ファイル（ノート）を活用して、関係者共有の連絡ノートを作成。
 - ・送迎時に児童生徒の状況を引き継ぐ簡易メモを渡す。
 - ・1日や1週間の児童生徒の様子（生活記録表）を家庭と学校と放課後等デイサービス事業所で記入し共有。
- 互いの連絡先や担当者が明確になり、**連携がとりやすくなった**。また、保護者の意向を確認することができた。
- 双方の支援計画を参考に、同じ方向性を持って支援目標を立てることができた**。

連携体制の構築

- ・実践内容について、**既存の「箕面市支援連携協議会」（学識経験者や医療、保健、労働などの関係機関、保護者の代表が参加）を活用し、有識者等から指導・助言を受けた。**
 - ・必要に応じて、ケース会議に事業所等が参加。
 - ・実践内容を「支援保育・支援教育推進ハンドブック」及び報告書にまとめ、各学校等へ配布。
- 事業所等がケース会議に参加する事例が増えてきている。**
- ハンドブックの配布等で特別支援教育担当者等に**放課後等デイサービスの制度等について周知が図れた。**

【今後の取組】 ○引き続き、連携の在り方の検討及び学校に対して、放課後等デイサービスに関する周知に取り組む 等

※「教育と福祉の連携の一層の促進について」（平成30年5月24日通知）より

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策②

○個別の教育支援計画の活用促進

学校教育法施行規則の一部改正について（H30.8）

1. 趣旨

平成30年3月に取りまとめた文部科学省及び厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」の報告を踏まえ、障害のある子供が地域で切れ目なく支援を受けられるよう、各学校において作成する個別の教育支援計画について、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関等との連携を一層推進するため、必要な省令の改正を行う。

※個別の教育支援計画について

・ 障害のある児童生徒等について、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために作成する計画を「個別の教育支援計画」という。

・ 学習指導要領等において、特別支援学校や特別支援学級の児童生徒等、通級による指導を受ける児童生徒については全員作成することとされている。

2. 概要

学校教育法施行規則に以下の規定を新設する。

○ 特別支援学校に在学する幼児児童生徒について、個別の教育支援計画を作成することとし、当該計画の作成に当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないこととする。

○ 上記の規定について、小・中学校（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。）の特別支援学級の児童生徒及び小・中学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において学校教育法施行規則第140条に基づき障害に応じた特別の指導である通級による指導を受けている児童生徒について準用する。

3. 公布・施行

平成30年8月27日

2. 保護者支援を推進するための方策①

○保護者支援のための相談窓口の整理（相談窓口の一本化など）

【事例】東京都日野市

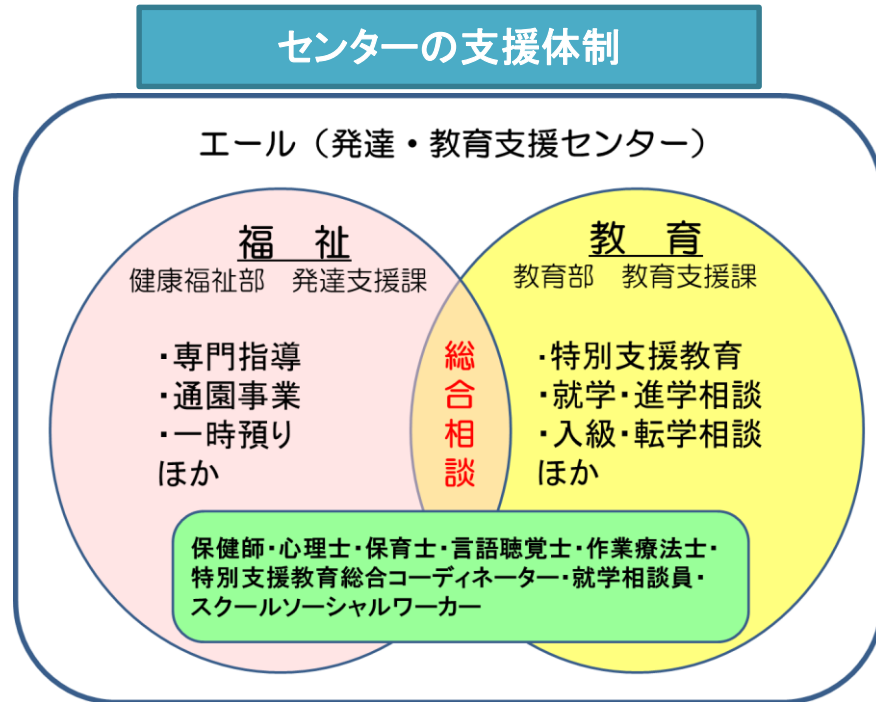
エール（日野市発達・教育支援センター） 平成26年4月開設

0歳～18歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子供、子供の育ちについて不安のある保護者、関係機関に対し、**福祉分野と教育分野が一体となって切れ目のない支援、総合的な相談や支援を実施**するため、相談・支援の窓口を一本化。

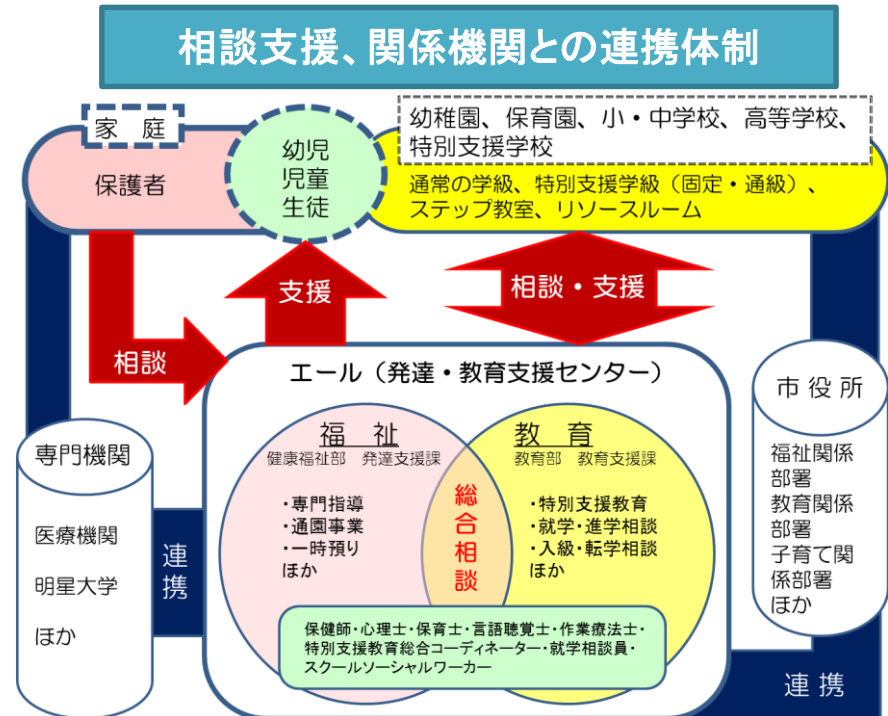
センターの特徴

- ①発達や教育に係る相談・支援の窓口が一本化した、わかりやすい相談体制（「発達支援課」と「教育支援課」を設置）
- ②福祉と教育の連携による切れ目のない支援の実施
- ③多様な専門職による総合支援の実施（心理士、言語聴覚士、作業療法士、保健師、就学相談員、特別支援教育総合コーディネーター、スクールソーシャルワーカーなど）

センターの支援体制



相談支援、関係機関との連携体制



発達・教育支援システムでカルテを一本化して情報を共有

※かしのきシート：エールを中心に作成する福祉と教育が一体となった「個別の支援計画」として作成。

子どもの成長記録やサポート内容を1年ごとに1枚のシートにまとめ、保護者同意の上で関係機関間で記録、保存、引き継ぎがなされる。

※「教育と福祉の連携の一層の促進について」（平成30年5月24日通知）より

2. 保護者支援を推進するための方策②

○保護者支援のための情報提供の推進（保護者向けハンドブックの作成）

「教育と福祉の連携の一層の促進について」（平成30年5月24日通知）において、栃木県宇都宮市及び富山県の例を紹介するとともに、ひな型を提示（平成30年8月29日事務連絡）。

ハンドブックのひな型

保護者の方へ
子育ての困りごと、
ありませんか？

うちの子って、

友達や周りの大人と
○一方的に話すことが多い
○あまり人と関わらず、一人遊びが多い

日常生活で
○落ち着かない、集中力がない
○破ろうとしているわけではないのにルールや約束事が守れない
○支度や片付けが苦手
○人混み、大きな音、光などの刺激が苦手
○急な予定変更があると、パニックになる

運動や学習面で
○言葉が遅い
○授業中に教室から飛び出してしまふ
○文字を書くことや読むことが難しい

一人で悩まないでください。

お子さんのこのような行動や状況は、育て方のせいではありません。お子さんのせいでもありません。この冊子では、子育てをみんなで支えあうための、ご家庭での工夫や相談機関等のサポートについてご紹介します。

平成30年 ○○市

困ったときは相談してください。

〇〇市の相談窓口

〇〇市 ※作成メモ：自治体における相談窓口をリスト化してください。

発達に関する相談窓口

名称	内容	問合せ先
子ども発達相談窓口	子どもの発達に関する総合相談窓口	子ども発達相談支援センター ☎ △△△・××××（平日10:00～17:00） 📍 〇〇市△△△・×・× 🌐 https://www. . .

子育てに関する相談窓口

名称	内容	問合せ先

就学に関する相談窓口

名称	内容	問合せ先

〇〇県

相談機関

名称	内容	問合せ先

早期教育相談

名称	内容	問合せ先

〇〇市の子育て支援-2

※作成メモ：各自治体の施設等について記載してください。（下記例のようにマップ上の位置を示すとより分かりやすいです。）

施設

① 〇〇市子育て支援センター

イメージ 支援：交流ひろば、子育てサロン
利用：月～金 10:00～17:00
土 10:00～13:00

写真 利用料：
☎ 〇〇市△△△・×・× ☎ △△△・××××
🌐 https://www. . .

② ふれあい交流の場〇〇

イメージ 支援：交流ひろば、サークル支援
利用：月～金 10:00～17:00
土 10:00～13:00

写真 利用料：
☎ 〇〇市△△△・×・× ☎ △△△・××××
🌐 https://www. . .

③ 〇〇市子育て広場

イメージ 支援：交流ひろば、子育て相談
利用：月～金 10:00～17:00
土 10:00～13:00

写真 利用料：
☎ 〇〇市△△△・×・× ☎ △△△・××××
🌐 https://www. . .

④ △△

イメージ 支援：交流ひろば
利用：月～金 10:00～17:00
土 10:00～13:00

写真 利用料：
☎ 〇〇市△△△・×・× ☎ △△△・××××
🌐 https://www. . .

⑤ □□（放課後等デイサービス）

イメージ 支援：放課後等デイサービス
利用：月～金 10:00～17:00
土 10:00～13:00

写真 利用料：
☎ 〇〇市△△△・×・× ☎ △△△・××××
🌐 https://www. . .

⑥ ××（放課後等デイサービス）

イメージ 支援：放課後等デイサービス
利用：月～金 10:00～17:00
土 10:00～13:00

写真 利用料：
☎ 〇〇市△△△・×・× ☎ △△△・××××
🌐 https://www. . .

備前市

※イメージ（岡山県の例）

※「保護者向けハンドブックのひな型について」（平成30年8月29日通知）より

教育と福祉の連携については、地域での切れ目ない支援が求められており、厚生労働省・文部科学省において「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」を立ち上げ、報告をとりまとめた。各市町村がこの報告書における教育と福祉の連携を推進し、保護者支援を推進するための方策を実施し、その検証結果について報告を行う事業を実施する。

教育・福祉の連携を強化し、障害のある子どもとその家族の地域生活の向上を図るため、家庭・教育・福祉をつなぐ「地域連携推進マネジャー」を市町村に配置し、

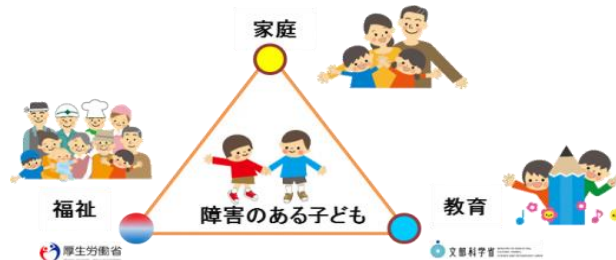
①教育と福祉の連携を推進するための方策



- 教育委員会、福祉部局、学校、障害児通所支援事業所の関係構築の場の設置
- 障害福祉制度の周知を図るための福祉部局と教育委員会等による合同研修の実施

②保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のために相談窓口を整理し、ハンドブックの作成等の連携方策を実施する。



**市町村単位で
家庭・教育・福祉の連携を実現！！**

①教育と福祉等の関係構築の場の設置及び会議の開催



- 関係構築の場を設置するための関係者の選定
- 関係者の予定を調整し、会議の開催
- 会議のファシリテート

地域連携推進マネジャー



多領域の関係者の関係構築

②合同研修の実施



- 研修の企画
- 研修講師の選定
- 研修受講の案内作成

地域連携推進マネジャー



研修の開催



教育・福祉の支援者の
相互理解及びスキル向上

③保護者等に対する相談窓口



地域連携推進マネジャー

- 保護者等に対する相談支援の実施
- 保護者等に地域の資源を紹介
- 保護者のニーズを教育関係者、福祉関係者に伝える。



保護者等が適切な支援に
たどり着くことができる

※地域連携推進マネジャーは、公認心理師や社会福祉士等を想定

巡回支援専門員整備事業

発達障害等に関する知識を有する専門員(※1)が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援(※2)を行う。

※1 「発達障害等に関する知識を有する専門員」

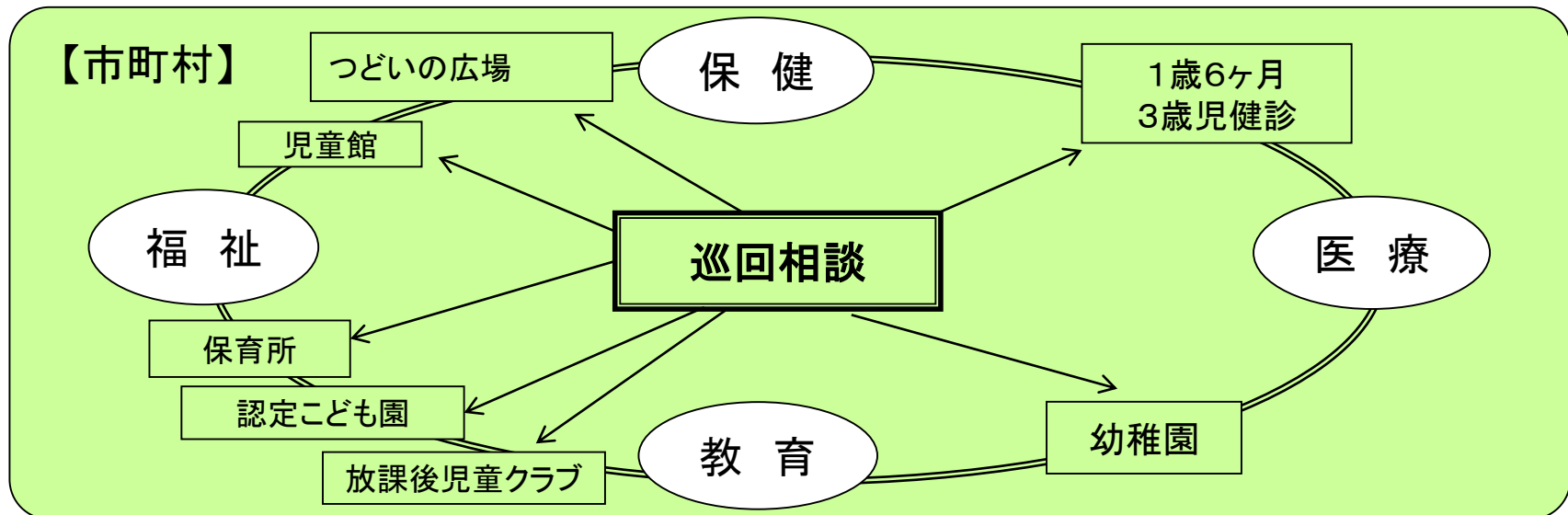
- ・医師、児童指導員、保育士、臨床心理技術者、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者
- ・障害児施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者
- ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者

(専門性の確保)

専門員は、国立障害者リハビリテーションセンター学院で実施している発達障害に関する研修や地域の発達障害者支援センター等が実施する研修等を受講し、適切な専門性の確保を図る。

※2 「障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援」の例

- ・親に対する助言・相談支援
- ・児童相談所や発達障害者支援センター等の専門機関へのつなぎ
- ・M-CHATやPARS-TR等のアセスメントを実施する際の助言
- ・ペアレントトレーニング(ペアレントプログラム)の実施
- ・ペアレントメンターについての情報提供



■巡回相談支援はどのような人が行っているの？

- 地域で独自に巡回相談支援を行っている場合には、相談員は各地域で決められています。
- 巡回支援専門員整備事業においては、専門員とは、「発達障害等に関する知識を有する」者とされ、具体的には、「医師、児童指導員、保育士、臨床心理技術者、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者。障害児施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者。学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又は、これに相当する課程を修めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者」とされています。



図 市町村における巡回相談の活動例（厚生労働省資料より）

③ 支援者支援・施設へのコンサルテーション

保育所や子育て支援センター等だけでなく、児童発達支援事業所等や、学校等を訪問し、子どもが生活する生活環境（教室等）を暮らしやすい、刺激に混乱することのない、理解しやすい環境にするための工夫を提案したり、子どもに合った遊びの提案をすることができます。

日常的に子どもを担当する支援者（保育士等）に対して、子どもの発達状況や適応行動の様子を客観的に把握する方法を提示し、子どもの発達を支援し、楽しい毎日を創り出すための具体的な関わり方を、子どもに合った形で伝えられます。また、個別の支援計画の作成や支援の実施の方向性の助言をすることができます。



支援者支援を通じた本人支援のワンポイント！～JASPER（ジャスパー）～

JASPERは、対人コミュニケーションの困難や発語の少なさなどの課題をもつ子どもに対して、遊びを通して、子どもの共同注意（他者と物事を共有する視線や行動）や要求行動に働きかけ、自発的な他者への関わりを伸ばしていく支援技法です。アメリカのカリフォルニア大学ロサンゼルス校（UCLA）における自閉症スペクトラムの早期支援の研究の中で効果が確認されています。共同注意と遊びをチェックするためのアセスメントも行います。子どもが活動に集中しやすい場所のセッティング、適切なおもちゃの選択、効果的な遊びの提示方法などを支援者が理解できると、施設内の日常生活でほかの子どもに対しても効果的な関わりを行うチャンスが広がります。

④ 機関連携・つなぎ

巡回相談担当者は、地域内の施設を巡回し相談活動を行うことができます。保健・医療・福祉・教育の各施設がそれぞれの専門性をもって支援を行い、巡回相談担当者が各機関の専門性を尊重しつつ、子どもの特性や行動の理解、支援方法を、機関を越えて「橋渡し」することで、ライフステージを通じた「切れ目のない支援」を実現することができます。

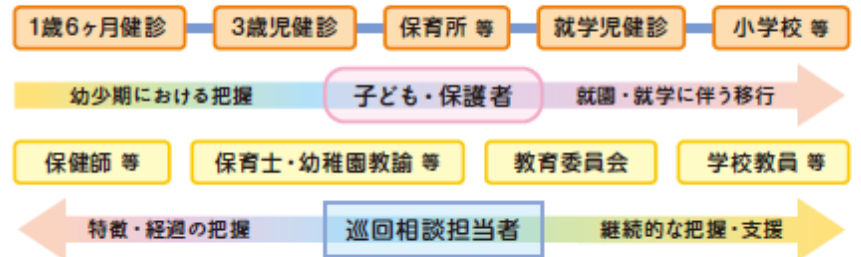


図 地域における子ども・保護者への継続的な支援体制の例

■巡回相談でこういうことができます！

① 子どもの発達支援・相談

保育所や子育て支援センター、学校等を訪問し、子どもたちの様子を見たり、一緒に遊んだりしながら、子どもの発達の様子を把握し、保護者や支援者の相談にのることができます。子どもの発達状況や適応行動の様子を客観的に把握することで、具体的な子どもの支援の方向性がわかります。

② 保護者支援・相談

保育所や子育て支援センター、学校等を訪問し、子どもの状況を把握したうえで、保護者の不安や困り感を聴き、発達支援の方向性を提案することができます。また、実際にペアレント・プログラムを地域で実施して、保護者が楽しい子育てをできるようにサポートすることができます。

保護者支援のワンポイント！～ペアレント・プログラム～

ペアレント・プログラムは、子育てに悩む保護者を支援するための、全6回のグループ・プログラムです。ワークを通して、①子どもと保護者自身の「行動」を客観的にとらえること、②できないことを叱るのではなく、今できている行動をほめていくこと、③保護者同士が仲間を見つけると、という3つの目標の達成を目指します。子育ての悩みを整理し、保護者の抑うつを軽減する効果が示されたプログラムです。

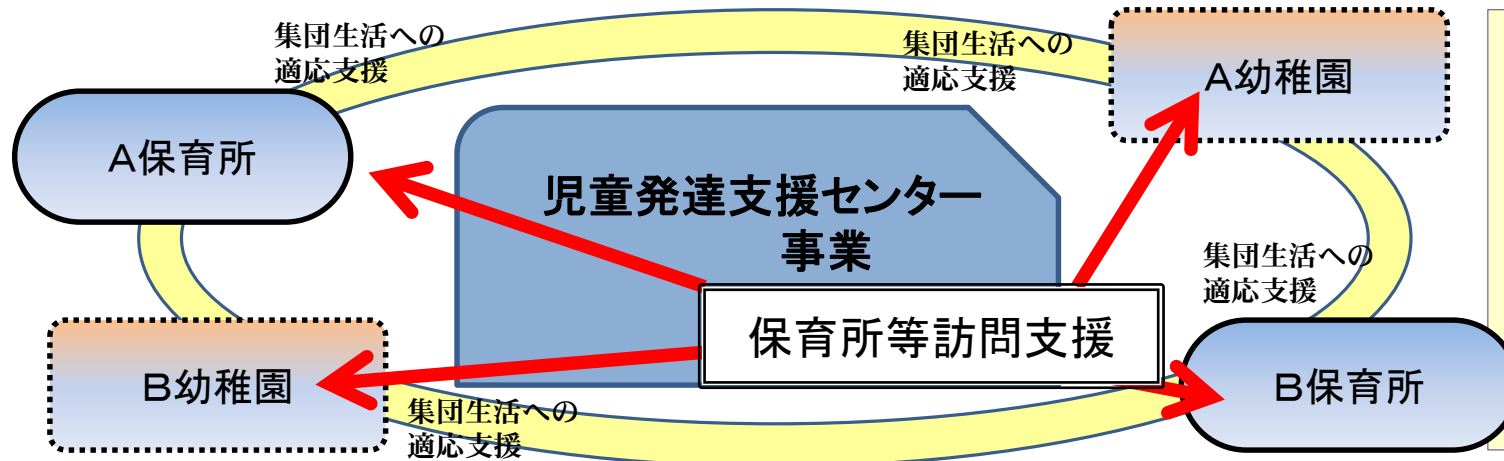
○ 事業の概要

- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○ 対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
*「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
* 発達障害児、その他の気になる児童を対象

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



○ 訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ (H30より追加) 乳児院、児童養護施設
- ・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○ 提供するサービス

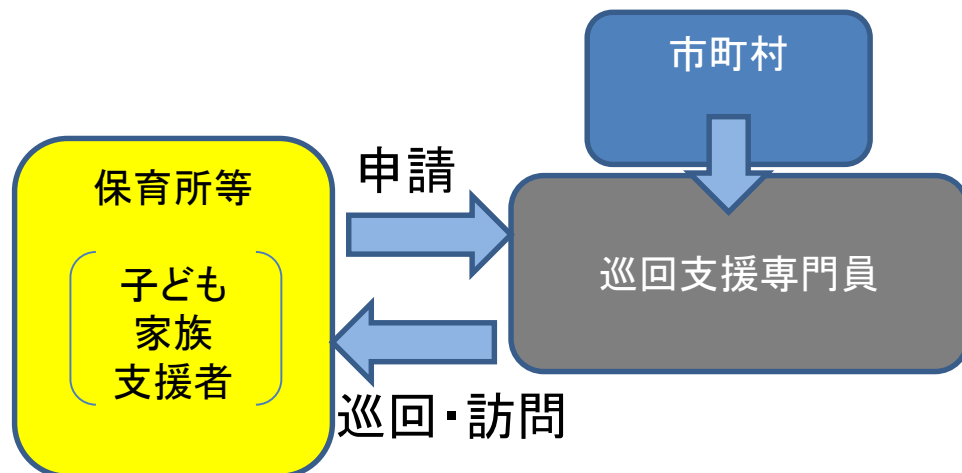
- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を実施。
 - ① 障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ② 訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

巡回支援専門員整備事業

幼稚園等へ
訪問できる事業

保育所等訪問支援事業

- 障害者総合支援法
- 地域生活支援事業
- 保育所等の事業所の申請など
- 保育所等の事業所全体や保育士などへの助言や支援、支援体制の整備などを行う
- 特色：発達障害のある子だけでなく、その疑いのある子なども支援の対象になる



- 児童福祉法
- 個別給付
- 保護者が保育所等訪問支援の事業所に申請
- 訪問支援員が申請した保護者の子が通う保育所などに訪問し、その子(障害児)に対する発達評価や具体的な支援方法などを行う
- 特色：障害福祉サービスの個別給付のため、申請のあった対象の子どものみの支援になる

